

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成25年1月28日午前10時00分
郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前10時00分

出席委員

委員長	渡辺英博	副委員長	安藤正純
1番	早川恒久	2番	遠藤一善
3番	宇佐神幸一	4番	渡辺光夫
5番	山本育男	6番	高野泰
7番	黒沢英男	8番	高橋実
9番	渡辺三男	10番	塚野芳美
11番	三瓶一郎		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参事健康福祉課長兼	渡辺清治
参事生活環境課長兼	緑川富男
産業振興課長（併任）農業委員会事務局長	三瓶保重
都市整備課長	高野善男
生活支援課長	郡山泰明
教育総務課長	猪狩隆

総務課主幹 兼課長補佐	菅	野	利	行
健康福祉課主幹 兼課長補佐 兼保育所長	伏	見	克	彦
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡	辺	弘	道
都市整備課長 補佐	竹	原	信	也

職務のための出席者

議長	宮本皓一
事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

付議事件

1. 区域再編に係る諸問題の進捗状況について
 - (1) 健康管理について
 - (2) 防犯、防火対策について
 - (3) ごみ処理について
 - (4) 仮設トイレ等の設置について
 - (5) 一時立入方法について
 - (6) その他
2. 災害公営住宅に関することについて
3. 賠償の請求時期に関する進捗状況について
4. インフラ整備の進め方について
5. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名、全員であります。町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、生活環境課長ほか各課等の長の皆さんであります。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時01分)

○委員長（渡辺英博君） 再開いたします。

ここで町長に出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。きょうは大変大雪の悪路のところ本当に、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、昨年末の区域再編を全会一致でさせていただきましてから、その後1月24日から2月20日までの9カ所、計11回の住民説明会を、もう既に24日は終わりましたが、実施する予定になっておりますが、この住民説明会において、議長を初め、各議員さんには積極的に住民説明会に出席をしていただく予定になっているということをお伺いしまして、心から敬意と感謝を申し上げます。これは、ひとえに議員と執行部が一体となってこの諸問題に取り組むという、そういう姿勢を町民に、まさにそういう姿を見せるということで、非常にありがたいことと思ってございます。

1つ会議の前に申し上げますが、今まで新政権が誕生してから、我々の原子力関係の大臣、副大臣がお見えになってございます。あるいは、町村会あるいは議長会の同席の中での大臣との意見交換も行いました。その中で、特に私のほうから要望と申しますか、第一原発の事故のこの処理については1年でも前倒ししてこれから実行するという大臣の意気込み、それから総理の記者会見等々にも出ていますが、これについて大いにひとつ期待をいたしますと、特に国際的な技術を結集して、英知を結集しながら、この原子力の完全終息、それから廃炉に対するこのロードマップを30年、40年と言わなくて、もっともっと早く解決するようにお願いしたところでございます。石原環境大臣も「これにつ

いては積極的に前倒ししたい」というようなお話をありましたことを一応報告させていただきます。1月24日を皮切りに、会津若松から始まりました。その後、2月20日までの説明会が順調に終わることができますれば、これによって速やかに議員の皆さんとよく協議をして、3月の少なくとも中旬くらいまでには区域の決定を見たいと、そういうような今考えはしておりますが、そのようなことでこれから鋭意努力してまいる所存でございますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日の原子力発電所等に関する特別委員会は、今後の区域見直し等に伴い町内への出入りが自由になる区域が生ずることから、想定される諸課題について現在の進捗状況についての報告をいたしまして、さらに協議したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。それぞれの状況については各課長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたしまして私の挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

ここで、付議事件に入る前に住民説明会にかかる資料について都市整備課長から発言を求められておりますので、許可いたしたいと思います。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） おはようございます。去る1月25日、会津若松市において……
〔何事か言う人あり〕

○都市整備課長（高野善男君） 24日ですね。大変申しわけないです。避難指示区域の見直しについてということで、住民説明会の資料を皆様方に配付しております。

資料1をごらんください。まず、1—1として、区域の見直しとはということで趣旨等を説明しております。

次に、2ページの区域の見直しとはということで、実際に変わることということで、今現在除染作業、災害復旧工事が進みにくい、自宅の片づけ等ができないというようなことになっているということで、区域見直しが行われるとそういう諸問題の作業が容易になるということでございます。

次に、3ページを見てください。区域見直しとは。この中で懸念される問題ということで、人の立ち入りが緩和されると犯罪が心配、家の片づけが行えてもごみ処理はどうするのと、立ち入りの際放射線量の健康影響が心配、立ち入りの際がや病気になったらという心配、万が一立ち入るときに災害が生じたらと、それと立ち入りが容易になったのだから賠償が不利になるのではないかとかいう懸念される問題をここで提示しております。

次に、4ページをごらんください。区域見直しとはということで、これはあくまでも帰還とは違いますということでここで明記させていただいております。まず、帰るために多々の材料が不足しているということで、福島第一原発の事故の工程の集約はされたかとか、実際に除染や復旧などはどの程度進んだか、生活者の視点で実際にどこまで線量が下がったのか、病院や福祉、買い物等各種民間サービス、働く場はどうか、町民の賠償はどのようになっているかというような諸問題を本当に暮ら

せる環境になったかということの実態把握が不可欠ということで、その実態を把握した上で帰町については改めて町として判断しますというふうなことを書いております。

5ページでございます。区域の見直しの方法ということで、議員方々にも大変ご迷惑かけておりますが、3区域の見直しということで、放射線量に応じた3つの区域を設定するというようなことを書いております。

6ページについては、新たな区域の違いということで、線量の大きさによって避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域の明記をされています。ここで一番明記されたのが立ち入りの規制で、バリケード等の立ち入りの規制があるという帰宅困難区域について提示しております。

次に、7ページを見てください。新たなる区域の違いということで、これについては避難指示解除準備区域と居住制限区域については立ち入りができる、自分の復旧等のものができる。ただ、帰宅困難区域については立ち入りが規制されますということで、あくまでも定期的に一時立ち入り、今現在スタートしている一時立ち入りの要件を満たすような条件になります。

4番ですが、これは区域の見直しのスケジュールということで、今後区域の見直しを24年度内に決定して、それからインフラ整備、本格的除染、居住環境の復旧等を明示したものでございます。

次に、9ページをごらんください。9ページには、除染や復旧に向けたロードマップということでこの部分について除染、災害復旧、上下水道、町内の復興住宅、町内の各種サービスの復興を明記させていただいております。

次に、10ページ。諸課題の解決に向けた取り組みということで、これによって多種多様の、解除になった場合こういう問題が提示されますということで明記されております。それで、最終的には国等と協議をして、その結果を踏まえ、富岡町としての立ち入りのしおりを作成し、全戸に配布する予定でございます。

次に、11ページですけれども、区域の見直しに関するお願いということで、あくまでも除染作業については低線量区域から除染を進めていきますということで、除染作業の同意等の明記、また仮置き場等のご理解の文章等を明記させていただいております。

次に、12ページ。町として暮らす、帰町の時期の考え方。先ほど申し上げたとおり、その主なる判断材料ということで、その部分は同じように明記させて、表示させております。

次に、13ページなのですけれども、その他の賠償、財物の賠償ということでその明記をさせていただいております。避難指示解除準備区域、居住制限区域については6分の5、帰宅困難区域については発災から6年で全損。この6分の5については、あくまでも国の生活環境に要する期間を発災から5年と計画したということでございます。それよりも多くなった場合については、今現在6分の1についてもその進捗状況で5年を超えると判断される時点で国と協議を行うこととなっておりますというような明記をさせていただいております。

14ページ、15ページは、国の支援チームのほうで説明をするということで、区域見直しの基本的な

考え方を明記させていただいているところでございます。

私のほうからの説明は以上になります。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、区域再編に係る諸問題の進捗状況についてを議題といたします。

委員の皆さんにお諮りいたします。付議事件1については、お手元の次第のとおり5項目にわたって説明を求めておりますので、先に（1）から（5）まで執行部より続けて説明を求め、その後に質疑を賜りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、（1）の健康管理について健康福祉課長より説明を求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） おはようございます。付議事件1の区域再編に係る諸問題の進捗状況の（1）、健康管理についてご説明申し上げたいと思います。

資料の2をごらんください。健康管理については、各課にまたがって業務を行っておりますので、資料の説明については私のほうから説明させていただきたいと思います。区域見直しに係る懸案事項として、町民が町内に入る際の放射線管理や健康管理に関し国及び町の取り組み状況でございますが最初に1の避難指示解除準備区域及び居住制限区域になります。（1）の区域見直し施行と同時に実施するため調整中のものというふうなことでは、①に放射性物質の飛散、付着防止というふうなことで、従来実施しておりましたスクリーニングの実施や希望者に対するタイベックスツツの配布を国が行うこととし、町内にスクリーニング場の設置等について現在国との調整中でございます。

次に、外部被曝線量対策ですが、町は昨年町内全世帯に個人線量計を配布しており、また希望者に対しては町内に入る際に線量計を国が貸し出しする予定としてございます。また、放射線量の目安をしおり等に記載し、配布予定としてございます。国が貸し出す線量計の貸し出し場所や体制等については、現在調整中でございます。

次に、内部被曝対策ですが、③になります。町は、現在県が行っております県民健康調査の一環としてホールボディーカウンターによる検査を行っております。町は、現在ひらた中央病院と協定を結んでおりますが、今後郡内や近隣町村有しているホールボディーカウンターの活用を図り、身近にできる体制を国と調整中しております。

次に、裏面をごらんください。④の子供への対応でございますが、子供等の出入りが規制されることから、一時的な預かり設置について町が交付金の活用や、また広域的な設置を国に要望してございます。

次に、2番目の帰還困難区域については、今後も立ち入りが規制されるということから、従来の一

時帰宅と同じになります。区域見直しに伴い実施するべき調整物の①、放射線物質の飛散、付着防止、②の外部被曝線量対策、③の内部被曝対策につきましては、前に説明しました避難指示解除準備区域及び居住制限区域と同様な取り扱いとなります。

以上が健康管理対策の説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございます。

次に、（2）、防犯、防火対策について、（3）、ごみ処理について、（4）、仮設トイレ等の設置についてを続けて生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） おはようございます。それでは、皆様に配付しております資料3の図面をごらんいただきたいと思います。

まず、このピンク色で染まっている部分が帰還困難区域のエリアになります。この困難区域のエリアを全てバリケードで閉鎖を予定しております。図面の中で、赤い色の三角については、道路等を開閉式バリケードで設置する箇所となっております。それから、青い三角については、一般家庭の住宅に入るための開閉式バリケードになっております。それから、黄色い三角については、H鋼のバリケードで全てもう閉鎖をするような状況の図面となっております。この中で、まず大熊町と富岡町の境でございますが、今現在もバリケードによる閉鎖をしておりますが、今後ともこのバリケードにつきましてはそのままの個数予定であります。

それから、帰還困難区域と居住制限区域のエリアのところでございますが、道路を境にして分かれますので、個人の家庭に入る箇所についてはそれぞれ開閉式のバリケードを予定しております。そのほかについては、固定式のH鋼のバリケードを予定しております。

それから、6号国道でございますが、6号国道につきましては、ちょっとここの図面の中には表記しておりませんが、全体で道路を開閉式バリケードで12カ所、それから住宅等の入り口で開閉式バリードを27カ所、それからH鋼のバリケードを22カ所を予定しております。この6号国道につきましては、作業員の車両や他町村からの車両、それから特別通過交通車両等が町内に出入りができないようにするために、それぞれのバリケードにより閉鎖を考えております。そのため、町民の一時立ち入りや公益的立ち入りにつきましては、富岡消防署の交差点、ここに東西に開閉式のバリケードを設けまして、そこから進入を町内の町民の方についてはお願いをしたいというふうに考えております。

また、一時立ち入りや公益立ち入りの時間等につきましては、これまでどおり町民の方が5時間という制限とか、あるいは公益立ち入り等についても時間を設けまして、時間を過ぎたものにつきましてはここのバリケードを閉鎖することによって全ての方が立ち入りできないような形をとってまいりたいと思っております。そういうふうな形で防犯に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、このエリアを含めまして、町内全域のパトロール体制についてご説明をいたします。基本的に、日中はこれまで同様に消防団等によるパトロール体制を考えております。また、夜間につ

きましては警備会社等を考えておりまして、体制としては24時間体制の警備体制を考えてまいりたいと思っております。消防団のパトロールにつきましては、2人から3人体制で3交代ぐらいを予定しております。避難指示区域内の巡回の時間を極力少なくしながら低線量被曝を少なくしていきたいというふうに考えておりまして、消防団は午前の7時から午後の6時くらいまでの体制を考えております。

また、土曜日、日曜日については、いわき地区からの消防団により、おおむね同じ時間を考えております。これについては、スクリーニングの時間等も考慮したパトロール体制を考えていきたいと思っております。夜間を警備会社とした背景といたしましては、団員の低線量被曝やスクリーニングの時間帯の問題があるためにこのようにしております。今後状況を見ながら体制づくりについては検討してまいりたいと思っております。

また、これらの消防団のパトロールやあるいは仮設住宅の夜警、あるいは緊急時の出動等をする意味で、消防車両を置く場所あるいは詰所を置く場所、そして消防団がそこから出動するという場所として、今いわき地区に土地を求めようとしております。これは借地ということで、今交渉中でございます。そこを起点として消防団員が集まって、消防車両でそれぞれ出ていくというような体制づくりを考えております。

防犯、防火対策については以上でございます。

続きまして、ごみ処理についてご説明をいたします。

〔何事か言う人あり〕

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 失礼しました。続きまして、資料4をごらんください。

資料4につきましては、今現在の富岡町の防火水槽の位置を赤い四角で示しております。既存の防火水槽が町内に82カ所設置しておりますが、2カ所が利用できない状況となっております。また、町内の消火栓212カ所も全て使用ができない状況となっておりますので、平成25年度に組み立て式の簡易型の防火水槽を設置したいと考えております。黄色い枠で番号が入っている8カ所を予定しておりますが、これは地上に設置するものでございまして、左下に入っています写真のようなもののイメージをしていただければと思います。この仮設の防火水槽は約40トンの貯水量を有しておりますので、平成25年度の予算の中でできれば執行したいというふうに考えております。

続きまして、ごみ処理についてご説明をいたします。一時帰宅等により、それぞれ皆さんが自宅に帰られて片づけが進みますと、ごみの問題が大きく課題となってきます。このごみの収集や焼却の問題につきましては、今現在進めております仮置き場あるいは仮設焼却炉等が決まればそこで焼却するような形となるわけでございますが、それにはまだちょっと時間がかかるということで、できれば今の南部衛生センターで処理できるかなというようなことで、それぞれの町あるいはそれに携わる町民との協議の場を設けまして、一日も早くそういうことができるよう調整を今図っているところでございます。なるべく早くどちらも進めるように、できるように進めてまいりたいと思います。

次に、仮設トイレ等についてご説明をいたします。資料の5をごらんください。仮設トイレの設置につきましては、図面に明示しました27行政区の集会所、26カ所に設置を考えております。ただし、場所によってはちょっと奥まったところもありますので、今後行政区長さんと相談の上、設置場所については考えてまいりたいと思っております。

また、役場の駐車場にも1カ所設置を考えております。

私からは、説明は以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございます。

次に、(5)、一時立入方法について生活支援課長より説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） それでは、私のほうから資料6の一時立入方法についてということでご説明していきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。全区域共通事項として、次の1から4までのことを考えております。①の立入証の交付ですが、原則として震災当日及び新規の世帯に対して……

○委員長（渡辺英博君） 座って。

○生活支援課長（郡山泰明君） ありがとうございます。新規の世帯に対して交付いたします。立入証の法的効果はありませんが、ただ警察や見回り隊の巡回者に対して提示することで富岡の町民であるということを認識させるものであります。

次に、通行証の発行は、帰還困難区域への立ち入りを行う場合に帰還困難区域、警戒区域を通過して避難指示解除準備区域や居住制限区域へ立ちに入る場合に、検問所を通過するために通行証が必要となりますので、発行いたします。提示物の整理ですが、検問所の通過では通行証と身分証明書、職務質問等では立入証と身分証明書が必要になるということになります。4の立ち入りの者の立ち入り時の対応としては、町民は立入証や身分証明書を職務質問時に提示する、町民以外の方については自分みずからの身分証明書などで説明をしていただくというようなことがあります。

2番目に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域ということで、南の檜葉方面と西の川内方面から立ち入る場合には、立ち入りの制限がありませんので、警戒区域や帰還困難区域を通過しないために、例えば職務質問を受けたらば1の④のようなことで対応していただければと思っております。北の浪江方面と西の大熊方面、288号線からの立ち入りをする場合には、帰還困難区域や警戒区域を通過することから、通行証が必要になると思います。通行証は、コールセンターに申請し、通行証の交付を受けるということになります。警戒区域や帰還困難区域において、犯罪を考慮し、指定された道路以外での通過を禁止することを検討しております。

3番目に、帰還困難区域、物理的防護装備の設置ですが、①として、6号国道を通過する者がむやみに帰宅困難区域に立ち入ることを制限する観点から、富岡消防署交差点以外の道路についてはバリケードなどを設置します。帰還困難区域の立ち入り者は、消防署交差点から該当区域に立ち入るとい

うことになります。（2）の立ち入りの方法ですが、現在の一時帰宅より緩和され、月1回を目安に考えております。自分の立ち入り日を選択してコールセンターへ申請し、通行証を受けるということになります。現在の一時帰宅で許可をもらって入っていると同じようなことになるかと思います。南からの立ち入りの方については、通行証、身分証明書により検問所を通過、富岡消防署交差点のところから目的地に向かうということになります。同じく職務質問等を受けた場合には証明書と身分証明書などをもって対応するということになります。北からの立ち入りですが、通行証及び身分証明書で検問所を通りますので、通行証が当然必要になるということになります。富岡消防署まで南下してきて、富岡消防署の交差点の中から目的地に向かうと。職務質問については、同じく証明書等で対応するということになります。西からの立ち入り、これは大熊町を経由する場合ですが、困難区域を通過するというようなことがありますので、通行証と身分証明書が必要になって、検問所を通過するということになります。川内村を経由する場合には、検問所がありませんので、富岡町内の検問所まで来るということになります。あと、躰躅橋というか、高津戸街道を真っすぐ来たところに、通称一橋というところですが、そこについてはバリケードなどが設置されますので、町内にそこから真っすぐ入るということはできなく、居住制限区域や避難指示解除準備区域の道路を通って6号に出て、消防署付近の検問所を通過するということになります。職務質問等の対応については前と同じです。

次に、4番の防護装備の配付及びスクリーニングということですが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、防護装備の着用、線量計の携帯及びスクリーニングを義務づけするものではありません。しかし、健康管理の観点から、希望する方には防護装備の配付と線量計の貸し出し、スクリーニングの対応を行っていきたいと思っております。帰還困難区域は、防護装備の着用と線量計の携帯は求められますが、靴カバーやマスクの着用を確実に実施し、防護服が求められます。長そで、長ズボンの場合であれば、防護服は着用しなくても構いませんということです。スクリーニングは確実に実施してくださいと。場所ということで、南からの立ち入りの場合については、避難指示解除準備区域や居住制限区域の方については毛薺、今の一時帰宅で行っている毛薺・波倉スクリーニング場ということになります。帰還困難区域については、確実な実施の観点から、町内に現在要望しております。北からの立ち入りについては、浪江の幾世橋中継所、現在の一時帰宅で行っている場所であります。西からの立ち入り、これについては、避難指示解除準備区域や居住制限区域は中屋敷、奥まったところのスクリーニング場となります。町内のスクリーニングも現在要望しているところであります。帰還困難区域も中屋敷のスクリーニング場は可能ですが、町内の設置を要望しております。

次に、5番目、バスによる立ち入りですが、交通弱者の立ち入りに対応するため、バスによる立ち入りを行います。背景としては、避難指示解除準備区域、居住制限区域のみを巡回する生活支援バスの支援として国の予算などで自宅まで送迎することは困難であるということから、帰宅困難区域の一時帰宅と同時に、そのバスに同乗して避難指示解除準備区域や居住制限区域の住民も一緒に帰宅するということです。受け付け方法及び立ち入りの頻度としては、受け付け方法として一時帰宅の

コールセンターによる予約をして、コールセンターとかオフサイトセンター、町と連携してこれは実施します。立ち入りの頻度ですが、現在3カ月に1回のペースで一時帰宅実施しておりますが、バスについては1.5カ月から2カ月に1回程度をできるようにということで今調整しているところであります。

次に、立ち入りに係る健康管理として、防護装備の配付及び線量計の貸し出しということを考えております。先ほども言ったように、防護服や靴カバーやマスクの着用はあるのですが、長そで、長ズボンの場合については防護服を着用しなくてもいいですよということです。スクリーニングとしては、避難指示解除準備区域、居住制限区域への立ち入り者に応じて実施しますが、極力スクリーニングは実施していただくということを進めていきたいと思っています。帰還困難区域は、立ち入りの健康管理はもとより、放射性物質の拡大防止の観点から、スクリーニングを義務づけするようにしたいと思っています。会場については、前にも話したとおり今国とどこがいいのか調整中であります。次に、

(3) の被曝線量目安の表示として3点ほど挙げております。避難指示解除準備区域は、富岡駅を参考にして、1ミリになるのに何日入ったら1ミリになるかというようなことで、この基準は富岡駅を基準にした数値を採用しています。居住制限区域については富岡町役場を参考に、帰還困難区域についてはあのお菓子屋さんのみよし交差点のところを参考にして、どのくらい入ったら年間1ミリになるかというようなことを参考にして掲示しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

区域再編に係る諸問題の進捗状況についての説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、(1) の健康管理についての質疑を賜ります。ございませんか。

10番委員。

○10番（塚野芳美君） 資料2の頭ページで、下のほうから6行目ぐらいかな、ホールボディーカウンターのその費用ですけれども、「包括賠償の内数となる」となっているのですが、これは精神的慰謝料を包括請求した人のことを指しているのかなと思うのですけれども、そうでなくて従来どおりの3カ月方式で請求している人は、これは実費別途請求ということでおろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） ええ、そのとおりでございます。包括請求ではその費用の中に入っているということで、3カ月後についてはその別途、申請をすればそれが請求できるということで間違はないです。

以上です。

○10番（塚野芳美君） はい、結構です。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません。今の資料2の裏のページ、③の③、1の③ですか、一時預かり所で子供への対応ということで考えているみたいなのですけれども、これ今考えている地域、地区はどの辺を一時預かり所の場所を考えているのかちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） まだ場所については明確なところは出てございませんが、地区としてはいわき市、北のほうですと南相馬市のところを一応できるところというふうなところで今検討しているところです。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） そうしますと、この一時預かり所は町のほうで運営をしていくと。預かるということは預かる子供を見る人が必要だと思うのですけれども、通常だと保育士さんとか、そういう方が富岡の町内だったらば預かるときには見ていたわけですけれども、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 子供の預かりというふうなことでは、今言うとおり保育士等の設置が必要かと思っております。現在一応他町村のほうとの調整もさせていただいているところですが、富岡だけの問題ではないというところもございまして、国のほうに広域的な対応をお願いしているというふうなところでございます。

○2番（遠藤一善君） 結構です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 帰還困難区域なのですが、従来は3カ月に1回ずつ一時立ち入り、今まで20キロ圏内させていたわけですが、1カ月に1回くらいずつ入れる予定ということを言っていましたが、1カ月に1回くらい入れるというとかなり執行部のほうはハードになるのかなと思うのです。そういう状況の中で、実際帰還困難区域はかなり被曝するわけですから、資料6の資料にもありましたが、スクリーニング場、放射能を測定する場所、できるだけ出入り口に近いところに設置しないとなかなか町民が受けない人が出てきてしまうのかなと思いますので、富岡消防署の交差点を出入り口に指定するのであれば、極力やっぱり国のほうに強く要請してあの辺に設けていただきたいと。そうすることによって、防護服とか靴カバーとか、マスクとか、そういうことも徹底させられるのかなと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○生活支援課長（郡山泰明君） 現在スクリーニング場については毛萱・波倉スクリーニング場を行っておりますが、今度の見直しに伴って今委員がおっしゃるように困難区域等の境界付近になるべく近いところに要望ということで、今消防署のほうが使えないかということのご相談は国のほうにして

いるのですが、今広域消防との調整がとれていませんので、広域消防のほうでそこを使用しないということであればそこを候補地に挙げたいとは思っていますが、その調整でどうなるか、もしそうでなければ公共施設を使った近いところということになっていくかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（渡辺三男君）　はい、よろしく。

○委員長（渡辺英博君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

8番委員。

○8番（高橋　実君）　今度2区域は日中入りやすくなっていくのですけれども、その中で、多分に執行部のほうはわかっていて説明しているのだけれども、この20マイクロ以上の路線がかなりあるのね。そこの手当ての説明全然ないし、それをどういうふうに扱うのかと、あと防火水槽、水槽はいいのだけれども、防火水路も使えるところは極力使って、町場のほうへ水路確保できないところへ水槽を持っていくとか、細かいこといっぱいあると思うのね。一生懸命やっているのはわかるのだけれども。この説明だと、俺から言わせると絵に描いた餅。現場熟知していないということ。とりあえずその面だけ説明お願ひします。

○委員長（渡辺英博君）　都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君）　今都市計画の家とか何かがある中央とか何かについての水路関係で、今現在水路等が壊れていますということで、今うちのほうの課員が現場等を調査し、できるだけ水を通したいということで、今土地改良区とか、そういう企業と一緒に現地に行って調整しておるところでございますので、今後の対応がその都度できるのかなと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君）　ええ、続きは別なところで。今健康管理ですので、そこをお願いします。健康管理でありますか。

8番委員。

○8番（高橋　実君）　7時間でどうのこうのってこれ数字も書いてあるのだけれども、職員の健康管理、消防団の健康管理、電離健診とかＷＢＣとか、放管手帳とか、行って巡回するばかりでなく、何かあったらばどけるとか、そういう作業の行動するわけですから、そこら辺は、今言った一般健康診断はやっているでしょうから、電離健診、ＷＢＣ、放管手帳の作成関係、入っている日々の線量管理、放管手帳に反映しているのか。前から言っているのだけれども、多分にやっていると思うのですが、そこら辺どうなっていますか。

○委員長（渡辺英博君）　どなたが答えますか。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）　今ありました各職員初めいろんな、消防団初め、今町内に出入りはしていただいておりますが、それらにつきましては線量チェックしていただいて、線量を各個人ご

とのファイル等で各所管でもって管理していただいている、手帳はまだ用意はしていませんが、そういう管理していただいているというふうな状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 今度はかなり町内に入る回数もふえるわけですから、ただ単に日々の線量計をメモ書きしておいただけではなく、内部被曝も電離健診はちゃんと受けておかないと後で、後々因果関係がはっきりわからなくなると思うのです。そこら辺は町長、どうですか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 健康管理はもう最大の優先課題ということでございますので、今ご指摘のように職員についても、それから消防団関係の出入りするいろいろな役割を果たしている方についてももう徹底的に健康管理についてはチェックしながら、そしてまた防護対策も十分に優先課題として取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） それに伴って、給与形態、最低限度、福島県の人事院で危険手当というのが1日幾ら、4時間未満で幾らというのを多分にうたっていると思うのですが、それもきちんと給料関係に反映しているのかお知らせください。

○委員長（渡辺英博君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） これにつきましては、給与体系につきましては特殊勤務手当ということで、町内に現在警戒区域の中に入ったときに1回、1回といいますか、1日当たり一応現在2,000円を支給しているような状況にございます。今後警戒区域が解除されて3区域に再編されることによってその辺の状況的なことも変わってくると思いますので、現在県が行っています特殊勤務手当の条例、それに見合って一部改正しなくてはならないところについては改正するような手続でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

[「もう一回いいですか」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） ちょっとホールボディー検査、内部被曝対策、今もちょっと関連すると思うのですが、本来放射能作業従事者はホールボディー3カ月に1回と電離健診6カ月に1回、これをやらないともう作業に従事できないと。これをやることによって放射能管理がきちんとできるからという考えだと私は理解していますので。町民は、こういうこと全然わからないのです。実際町民が病院に行ってこの検査できるかどうかは私ちょっとわからないですが、本来は町が率先して義務づけてやらせるような仕組みにしなくては町民の健康管理は全くなされないと思うのです。どんな対策講じても。防護服着たからって、マスクかけたからって一切吸い込まないわけではないですから。だから、そういうことを町が本来は義務づけてきちんとやらせるのが一番だと思うのですが、そこまではでき

ないにしても、説明会などで本来はこういうふうにしてホールボディー3カ月に1回やれば健康管理はしっかりと管理できますよとか、電離健診を半年に1回やれば健康管理をしっかりとできますよとか、あとのかかる費用は東電の負担になりますからとかということをきちっと説明するのが本来の筋なのかなと私思うのです。そういうことを説明ぜひ私はしてもらいたいのです。町民説明会の機会を捉えて。どうでしょうかね。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（渡辺清治君） 町民の健康管理というところでは、現在県の県民健康調査に基づきやっておりますが、町としましても今言う内部被曝、ホールボディーカウンターの検査というところについては広報等でもご案内をさせていただいているところです。今回一時帰宅等に伴いまして、その頻度といいますか、回数については今後県のほうのご指導もいただきながら広報等には出させていただくとともに、しおり等にも織り込んでいかなければというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

〔「委員長」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 今議員のおっしゃったこと、私も本当に同感なのですが、今国と協議している中でホールボディーカウンターの要は検査費用とか移動費用、これをどうするかという問題があります。これについては、私どもは当然新たな支援策ということで求めておりますが、国として今現在東京電力が、先ほど塚野委員からもご質問があったように、包括請求の中に含まれるという検査費用というのがあります。そこの中で見るということになると、最終的に精算のときにそれが全て食われてしまう、今の25万2,000円の中の内数になってしまふ可能性あるということです。そういうふうな内数になれば、町が皆さんにそういうような周知をした場合最後に出なくなってしまうという部分もありますから、その辺を別にしてほしいということで今協議をしております。そういうものが可能であれば、町としても積極的にそういうものをうたっていけると思うのですが、その辺が今ちょっとネックになっておりまして、その部分を今協議中ということあります。できればそういうふうにしたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいのですが、先ほど言ったのは広報ではそういうことを周知させていますよということですが、広報は広報でいいのです。あとはせっかく住民説明会、12カ所ですか、開くのですから、そういうことも捉えてやっぱりじゃんじゃん表に出していくべきだと思うのです。ぜひ、できるはずだと思いますので、やっていただきたいと。

あと、ホールボディー検査なのですが、もう24カ月、2年近くになるわけですよね。それで、やつ

ていない人は全然まだ一回もやっていないと。本来3ヶ月に1回ずつやらないと本来の数値が出てこないのですよね。もう人間は放出する力ありますから。だから、3ヶ月に1回やらないと本来の数字が出てこないのにもかかわらず、2年間ももう放置しちゃおくと。こんなことあり得ないです。だから、こういうことをきちっと国に物申して、言ってやってもらわないと、健康管理、健康管理、口だけではどうにもならないです。その辺をぜひ一日も早く国と合意できるようにしていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今のホールボディーカウンターのことでございますが、我々から町民に対して本当に細やかな説明を積極的にしなければいけない、それは十分理解しております。

現状でございますが、そのことについても現在国とずっと継続して協議しているのですが、まだ国からの明確な回答が出ていない状況なのです。何とか住民説明会までにということを目標にずっと国のはうには訴えてきておりますが、富岡町民のためにあるいはこれから帰っていこうとする大熊もいます。ですから、うちの町だけではなくて、広域的にそういうのが広がっていくわけですから、しっかりとそこの体制をつくってほしいということをずっと言ってきておりますが、いまだにどこどこで対応できるという明確なその決定が我々に報告ない状況です。これは、会議のたびに口酸っぱくなるほど青筋立ててやっているのですが、まだ回答がなくて、例えば住民説明会において町民から、國の方もいますから、そのことを質問されると検討中という答えしかいかないのではないかということでお、非常に我々もそこは危惧しておるような現状が、そういう現状でございます。今後とも会議等においてこれは強く求めていきますし、これなくては帰れというほうがおかしな話になってしまいますから、しっかりとこの辺を準備して帰すということをしないといけないということは国のはうも理解はしているのですが、なかなか進んでいないというような現状でございます。これは訴えていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 説明はよくわかりました。ただ、放射能被曝は待ってくれませんので、それだけ各町が言っても国がやらないとすればやっぱり自己財源でも何でもやるしかないですよ、これは。環境大臣が来たって、誰大臣が来たって、肝心なことをやってもらえないのだったら何の意味もないですから。そんなの無駄な時間使っているだけですから。だから、そういうことをきちっと、国がやらなかつたら町がやるしかないのです。町がやって財源がなくなったら、それはそれで皆さんで全員でもうバンザイするしかないわけですから。そのくらいやっていかないと国は動かないですよ。ぜひそのくらいの機動力持って行政動いてもらいたいと思います。要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 今の話の中で、どっちかというとホールボディーカウンターばかりに話寄ってしまったようですが、今回またま1月の何日から県民の医療機関でもできる健康診断や

っていますよね。あれの中では尿検、血液が入っているので、それやっていかないと白血球の数の把握とか何か、要は放射線作業従事者に準ずる管理をしないとわかりませんよ。先ほど9番委員からも話あったように、ホールボディーカウンターだってここが持っている内部の放射能というのは違うわけですから、その変化を捉まえないと正確なあれにならないで、今後何か疾病関係につながった場合に比較検討のしようがないから。ですから、せめてホールボディーと、それから尿検と血液と、特に白血球の数と、そういうのを把握するような方法で交渉してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 今おっしゃいました県民健康調査によって各地域の医療機関でも健診を受けてできるというふうな体制で来てございます。それらについては、できるだけ多くの方々にこの健診を受けていただければと思っています。

ホールボディーのほうについては……

[「いや、それはそれでやんなくちゃいけないと思います
よ、もちろん。ただ、体制的に間に合わないでしょ、
これ。みんなが受けると言ったら」と言う人あり]

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） はい。一応県のほうで進めている事業として今言う健診を勧めています。そのほかの検査については、当然町のほうといたしましてもホールボディーについては全町民にご案内をして、先ほど渡辺委員のほうからもございましたとおり全町民にご案内をしているのですが、現在のところ子供さんたちについては8割程度の健診は受けていますが、一般の方についてはまだまだご理解をいただいているということで、ホールボディーカウンターの検査については大分低い数字となっております。今も県民健康調査を通じて各、限られた場所にはなりますけれども、検査はできるというところがございまして、今月の広報等にも載せる予定では……今月かな、来月、ちょっと時期はあれですが、一応ご案内は再度させていただくというところで、両方で健康管理についてはやっていただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 大体わかったのですけれども、子供さんたちというか、あれ18歳未満かな、ちょっと忘れたけれども、あれは最初から簡単に無償でできるということで優先してやったから、それはそれでいいのです。その後、費用とかの問題が絡むのですけれども、そうではない成人の分のホールボディーカウンターに関してはまだ明確ではないところがいっぱいあるわけです。ですから、ホールボディーカウンターも、それから血液検査を含めた健康診断は定期的にやっていかなくてはいけないと思うのです。ですから、そのことをぜひ協議して決定してほしいと思うのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 当然県民健康管理調査というところで県が実施している部分については、それは継続的に行っていくと思います。それで、そのほかの先ほども出ました町の対応としての検査というところについては、今言うとおり成人については、ひらた中央病院ですと1回6,000円の検査料がかかりますので、その辺を今後どうするかというところについては上部局とまた協議をして、できるだけ多くの方々が検査受ける体制づくりはしていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 5番の一時立ち入りとちょっとかぶって申しわけないのですけれども、準備区域、居住制限区域、この一時立ち入りするときに長そで、長ズボンであればというような、防災服着なくてもいいというようなことが書かれているのですけれども、王塚とか高津戸、清水前、あとは新町、あと大菅、こういったところの線量はかなり高いので、どうしてこういったところに一時立ち入りして、例えば片づけものをして、一般の例えは長そで、長ズボンで入れば構わないのだというのではなくて、片づけすれば当然放射性廃棄物がその衣類に付着すると。そういうことから考えれば、健康を考えれば、そんなに低い地域ではないので、何でこういった線量の高いところも防護服を義務づけないのかなと思うのだけれども、その辺の考え方をちょっと聞かせてください。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○生活支援課長（郡山泰明君） まず、防護服装備の件ですが、私たちも基本的にはどういう区域であれ線量区域、線量のある区域に入るということから、防護服とか、そういう装備は基本としたいのですが、ただ、今国のほうで暑さ対策とか、そういうこともあって、当時どうしてもという場合については長そで、長ズボンでもやむを得ないというようなことから、今国もそういう方向ではいるところのを参考にして私たちも指導はしているのですが、できるだけ本来はタイベック、そういうものを着てくださいということを促していきたいというように思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 国のほうがどうのこうのではなくて、実際消防団がはかつてかなり高い線量の地域、本来であればさっき地名に挙げたところも困難区域にされてもおかしくない地域なのに今回居住制限区域と。結局環境省が言っている航空機によるモニタリング、遮蔽率を掛けたもの、ああいったものではなくて、実際高いのだから、実際高いところに一時帰宅して片づけものをするの。片づけのをすれば必ずその辺に座ったり、触れたり、ごみを背負ってくるわけだから、それをうちに帰ってきて洗濯機にぶち込むわけだから、下着とか何かとまざってしまうし、そういうのを考えれば、国がこう言ったからではなくて、富岡町がはかった結果こうだから、こういったところに入る方にはぜひ防護服は着てもらいたいと。帰宅困難区域だけではなくて、制限区域だって十分防災服着て

入らなければならぬところ、これは出てくるはずなのだけれども、もう少し真面目に回答してくださいよ。国が言ったからではないよ。本気で住民の健康を考えているかどうか。その辺もう一回答弁してください。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件については、12月の6日に区域の素案を国に提出して、熊谷審議官のほうに差し上げたときに私条件出しました。これは、もう議会の中でも厳しい健康管理の問題指摘ありましたと。とにかく防護服、タイベックは義務づけぐらいの徹底した国の対応について、これはもう条件として要望しました。申し上げたわけでありますので。議長も同席しておりましたから。その辺については、しっかりとこれからもそれについては遂行するようお願いしていきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） では、居住制限区域は長そで、長ズボンでオーケーではなくて、町としてはできるだけ防災服を着用したいと、そういったことで指導してください。これはお願いします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

なければ（1）、健康管理についてを終わります。

次に、（2）の防犯、防火対策について質疑を賜ります。ございませんか。

1番委員。

○1番（早川恒久君） 警備体制についてちょっとお伺いします。

先ほど町長のほうから、昼間は消防団、そして夜間は警備会社に委託するということでお話を伺いましたけれども、その中の消防団についてですけれども、消防団のほうにもアンケート調査をされたということで、余り、協力できる方が少ないようなお話を聞いていますのですけれども、万が一消防団だけで集まらなかった場合、警備の見回り等はどうのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） アンケートの結果、仕事をお持ちであって、なかなか日中できないという方も相当いらっしゃいます。ただ、あと土、日であればできるという方もいらっしゃいました。その中で、今現在行っていたいいる消防団を含めて、班体制はちょっと可能かなというふうに思っています。それについては、現在の消防団あるいはO B等も含めて可能かなというふうに思っているところであります。最終的にまだ全ての人の同意はとっておりませんが、それに向けてちょっと調整をしてまいりたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） 多分今以上に警備の時間とかをふやすと思うのですけれども、それでも大丈夫なのですか。

それから、これ消防団ってあくまで防火なのです。防犯というのは消防団ではないのです。ですから、これ消防団だけに頼るのではなくて、そのほかのことも考える必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 時間については、今郡山地区にいらっしゃる消防団、それからいわき地区にいらっしゃる消防団含めて3班体制ぐらいでその日中の時間帯を回していきたいというふうに考えておりますので、時間については、今もお願いしておりますが、長時間パーティーでそこにいるということではなくて、町内に入っている時間をやはり制限をして、やっぱり消防団の低線量被曝ということも考えていかなければならぬと思っていますので、そういう形でその1日の日中の時間を消防団の体制づくりの中で考えていきたいというように思っております。

それから、当然消防団の大きな目的は防火という部分もありますが、当然防犯をどう考えるかといったときに、防犯と防火は別々ということもなかなかちょっと厳しい状況でありますので、その体制づくりについては、やはり消防車両によって赤いパトランプをつけながら入るということで一つの抑止効果も含まれておりますので、そういうことも含めながらお願いしていきたいというふうには思っています。また、防犯対策をもう少し今後について検討する余地もあるとすれば、その辺も含めて検討はしてまいりたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 1番委員。

○1番（早川恒久君） それから、警察のほうも一緒に連携してやっていくと思うのですけれども、警察のほうは、よく一時帰宅なんかするとほとんど、町内今余り私も見ていない状況なのですけれども、どの程度増員するのかとか、具体的にお話は聞いているのか。あればお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 今おっしゃったように、パトロールについては当然連携というの必要になりますが、警察としての増員体制というのはちょっとどの程度になるかというのはお聞きしておりません。ただ、今後我々がパトロール体制をつくる上で、当然警察との協議も必要ですし、その中でちょっと調整はしてまいりたいというふうには思っております。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） ちょっと関連になるかと思うのですが、消防団の業務なのですが、余り消防団の業務からは逸脱し過ぎると思うのです。1番委員さんからもあったように、本来の業務ではないものにつかせるといろいろ問題出てきますので、はっきりすべきだと思うのです。今消防団が放射能の測定とか、警戒業務に当たっているのはどっちなのか。消防団なのか、それともきずな雇用なのか両方組み合わせていると思うのです。今後どうしていくのか。例えばきずな雇用がなくなったとしても、消防団にそれだけのお金を払ってやってもらうのか。そうした場合には、消防団の仕事からはか

なり逸脱し過ぎるのかなと思うのです。だから、はっきりしなくては、やっぱりこれから3年とか5年の話でいきますから、今までのことを引きずってやっていったのではなかなか大変な問題になってくるのかなと思うのですが、その辺はどうちなのですか。ずっときずな雇用で3年も5年も県がお出しくれるのか。その辺もまだ決定していないわけでしょう。その辺町のほうは決定しているのですか、どういうふうなシステムにするか。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 今の消防団の方については、まず役場まで来ていただくのはきずな事業の中でやっております。それから、今のきずな事業については役場の中の仕事ということで、その役場から町内に入っていくということについてはきずな事業では難しいということから、まず役場に来ていただいて、町内の線量測定とかパトロールについては町からの出動という形を消防団としてとっています。その中には、当然出動手当と、それから特勤手当というようなものも含まれてお願いしているところでございます。今後このきずな事業が継続するかどうかというのも非常に難しい状況となっておりますので、今現在お願いしているのは緊急の雇用創出事業というのがございますので、その中で対応できればというふうに思っております。そういうことで、新たにきずな事業からは外れて、そちらのほうでちょっと対応をお願いしたいなということで今やっているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○9番（渡辺三男君） 消防業務からは逸脱しないですか。本来の消防団の業務から。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 非常に難しい部分なのかなと思うのです。本来消防団の使命は時間的には拘束されないはずなのです。本来今町が消防団にやってもらおうとしていることは常備消防がやることなのです。そういう部分できちっとしていかないと、けさほどもちょっと私はここで消防団出ていくところを見ましたが、本来あればきちととした仕事について働いていなくてはならない年代の人人が大半なのです。そういう人たちを町が拘束して、中途半端というか、仕事をさせるのがいいのかということにもなるし、本来やっぱり常備消防がやらなくてはならないこと、警察がやらなくてはならないこと、それをかわって消防団にやらせようとする計画の無理があるのかなと私は思うのですが、町長どうなのでしょう、その辺。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 大変難しい問題です。消防団についてのこの取り組みは大変感謝を申し上げていますし、きずな事業と緊急雇用と2通りの組み合わせで今やっています。いずれにしても、これは全て国から出ている財源でございますが、今のご指摘のようにいつまでも消防団を拘束のような形の中で、いわゆる雇用につながらないというようなご指摘もありました。これについてはどういう考

え方か、それは私はご当人の考え方それぞれあると思うのですが、そこまで町のほうでは制限というか、束縛の範囲からは出でていないということになると思うのです。本当に心から敬意を表する次第でございますが、ただ今後ご指摘のような町内の防犯、防火体制についてどういう体制で、どういうシステムを構築していいのか、これは大変なマンパワー不足の中で難しい問題です。したがいまして、これは当然国、県のほうに、この問題についてはもう喫緊の課題なので、これはもう体制の構築、これを我々8町村全ての共有する問題でありますので、これはもう今後大きな課題として取り組むように政府、関係大臣にも申し上げていきたいと思っています。

それから、きずな事業、これは緊急雇用も、これも毎年単年度の国の財源なのです。これは、だから来年度はもう必ず継続するかどうか、これはわかりません。したがいまして、これは毎回関係大臣に要望活動を早目早目にやっております。この間も石原環境大臣のほうにもこの問題を詳しく説明しながら、深刻な問題ということで受けとめてもらいました。そういう中で継続している状況です。ですから、これもいわゆる時限的な問題でなくて、しっかりと我々がもとに戻れるような状況まで全部担保してもらうと、そういうことも含めてこれから町村の、双葉郡全体の中の取り組みとしてこれから要望していきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） よろしくお願ひします。

あと、非常に難しい話、消防団は富岡町のためを思って週に何回か危険なところに入って調査したり、回ったりしてくれているわけですから、町長の言うとおり非常に私も感謝しているのです。そういうことであれば、本来は町で3年とか5年とか期限つきで採用する方法もあると思うのです。今回も期限つきで何人かは別業務で採用した方もいると思うのです。だから、そういう身分をきちっとしてやって、健康管理も先ほど8番さんが言ったように健康管理手帳でも何でもきちんとつくって、あと万が一のことがあったときには被曝者として認定されるような方法をきちんととってやるのであれば私も異議はないのです。そういう部分を全てぼかして今のような取り扱いでは私は納得いかないです。ぜひ町長、3年とか5年の任期つき採用の方向で進めるのであれば、そういう方向でやっていただければ本人たちもいいと思うし、町のほうも防犯、防火にはもう完璧に近づいていくと思いますので、ぜひそういうことも検討してください。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） いい提案でございます。県も期限づきの採用をしていますので、そういう防犯、防火体制についての安全を確保するスタッフ、これはもう当然必要でありますから、よく検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 済みません。私も幾つかお聞きしたいのですが、まず今出ていますが、火

災、消防団ではなくて、今富岡町全域において、今双葉広域がもし火災に遭った場合どのくらいの範囲で来れるかという形の認識はまずお持ちになっているのかということと、もう一つは火災になったときに、消防団を常に警備で配置するのもいいのですが、ただ実際的その中に〇Bの方もという話あったときに、これから今度は火災のほかに地域の警戒ということで、今1カ所自警団で回っている方がいらっしゃると思うのですが、地域が、警備というか、そういうのも帰還困難区域以外の地域においても各行政区でそういう話があるのかどうか。そういうのもちょっと聞きたいのですが、現実に行行政区長会でもそういうの話上がっているのでしょうか。この2点まずお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、火災があった場合の件ですが、当然火災があった場合富岡町を含めて郡内に係るものとして一応広域消防が対応というような形になるかと思います。その中で、たまたま例えば富岡町の消防団がパトロール中にそういうものがあった場合については、当然消防団として後方支援とか、そういうものができるのかどうか、そういうものも含めて、今後例えばそういう体制をつくっていったときに広域消防のほうと協議をしながら、当然広域消防が前面に出るということは当然のことですが、後方支援ができればそういうものもお願いできるのかなというふうには思っております。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今行政区の自警団という話が出ましたけれども、今実際に行行政区で現地に入っていただいて見守りをしていただいている箇所があります。その箇所というのは、今常磐高速道路の部分の除染等の事業を実施しておりますが、その立ち会いというようなことで、現在その行政区の区長さん方が実際に現地を見ているというような状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） わかりました。ただ、これから困難区域以外、準備区域と制限区域につきましては自由に入ってくると自分たちの地域は自分たちでやっぱりある程度守っていかなければいけないということも出てくると思うのですが、そういうときにそういうある程度の、消防団に全部充てるのではなくて、またそういう違う方法的なものも役場は今計画なさっていますでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 防犯、防火を含めたパトロール体制については、先ほどからお話ししているように当然防火であれば未然に防ぐという役割もありますので、そういう意味で赤いパトランプをともしながらというと当然防犯の役目もあるということで、まず消防団を主として考えていきたいというふうに思っています。ただ、今委員からお話が出ました行政区については、一部でボランティア的でやっている行政区もございますが、そういう部分について今町としてどうするというようなものについては今のところちょっとまだ考えておりません。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） わかりました。ぜひともこれからやっぱり帰る町民の人たちについては、富岡町を守りたいという心がありましたらできるだけそれを酌んでいただいて、いろんな面で検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません。今のに関連してなのですけれども、多分杉内の行政区の方々新聞に出ていたのであれだと思うのですけれども、今除染の立ち会いのほかに、多分川内からおりてきてローソンのところで曲がって、山麓線を通って樅葉から出る通過交通のところで、山麓線から富岡町に入るところに、ずっと人が車の中に乗っていて、人が入らないような防犯体制をとっているみたいなのですけれども、それはそうすると杉内の行政区のボランティアの人たちではないですか。それは、その関連がどういうふうになっているのか。では、済みません、お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、特別通過交通の国からの要請を受けたときに、警察の協力、警備体制はどうなのかと言ったら、警察のほうは全然協力得られないと。そういう中で、特別通行の協力要請がありました。私は一回断ったのです。そんな無責任なことで、もしわからぬ人が町内にどんどん入って防犯的な問題を起こしたらどうするのだということで非常にご指摘した中で、その後国のほうでは独自の国のスタッフを要所、要所に警備体制を構築すると、そう約束で私は議会のほうにも皆さんに一応説明をさせたわけですが、それはご理解いただきたいと。ですから、町民ではないのです。国の職員なのか、国から受託した民間企業だか、それはわかりませんが、そういう方だと思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） ありがとうございます。今消防団の話が出たのですけれども、〇Bも含めてという話があったので、大体行政区の先輩方は〇Bが多いので、そういうことで継続しているのであればそういう活用も同じように考えていかなければいけないのかなと思って今ちょっと質問だったのですけれども、それは了解いたしました。

ちょっとバリケードのことでお聞きしたいのですけれども、開閉式のバリケードというのはこの大きなところで何所かあるというふうになっているのですけれども、先ほどの話で富岡の消防署のところから町民は全て出入りするということになってくるのですけれども、この開閉式のバリケードというのはどういうときに使って、その開閉の方法というはどういうふうになるのかちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、開閉式のバリケードなのですが、これについては基本的には緊急車両、要は消防車両とか警察車両が通るときにまずそこの部分の鍵をあけて入るというのがまず一つあります。それから、開閉式の青い部分ですが、これは居住制限区域と帰還困難区域の境

に接する道路でございます。この道路は通行できることになりますが、帰還困難区域の方がこの道路からでないと入れない方がいらっしゃいます。そういう方については、ここに開閉式のバリケードをつけて、おののそれをあけて入っていただくというような形になります。

それから、6号国道については、基本的にはH鋼のバリケード、それから今お話ししたようにこの6号国道からの立ち入りしかできない方もいらっしゃいますので、そういう方については個人的な開閉式バリケードをつけて入っていただくというような形になります。一般的に、一時帰宅の町民、それから公益的な立ち入りにつきましては、富岡消防署の交差点のところに西と東にそれぞれの開閉式バリケードをつけて、そこからの立ち入りを考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

なければ（2）を終わります。

次に、（3）のごみ処理について質疑を賜ります。ございませんか。ないですか。

なければ（3）を終わります。

[「ああ、ちょっと待って」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） さっき説明の中で南部衛生センターのほうへ持ち込むような話しましたと思うのだけれども、結局どうやって個人が線量、線量計ではかったやつで持ち込むのか。持ち込んだらば南部でももう一回チェックすると思うのだけれども、職員が、そのときに誤差が生じてお持ち帰りになったときにはどういうふうな対処するのか。ちょっとこのところ教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） 今議員がおっしゃったようなことは当然出てくるかと思うのですが、今現在についてはそこまで話は行っていません。まず、南部衛生センターで処理ができるかどうか、その辺の、設置してあるところが檜葉町ですし、その地区住民についての同意が得られるかという部分がまずあります。まして当然その同意を得るには、今委員がおっしゃったような線量はどういうふうな線量のところを持ってくるのかということもございますので、その辺も含めて設置町である檜葉町とか地区住民とどこまで話し合いが進むかということについて今後検討してまいりたいということでございます。その辺が進めば、できればその仮設の焼却炉ができるまでの間としてそこで処理をしたいと、そういうような考え方の中で今国に働きかけをして、国が今後そこの町とか地区住民と調整をしていくというような形になります。そういうことで今国と進めているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 結局一番懸念材料は、見直しになって、開放になって、日中帰りました。やっぱり自分のところには置きたくないよね。しかも2年近く家の中のごみ関係でネズミも随分多く出ているみたいですし、それを自分の敷地の中といつても、また近くのごみステーション関係とか、ふたが閉まるまでのごみはいいけれども、やはりすぐいっぱいになるでしょうから、やはり町民はそのグロアにぽんぽん、ぽんぽん置いていく。結局避難後、あれも私言ったのだけれども、早く早急に片づけないと病原菌が発生するからということで、ATOXか何かにお願いして文化センターのテニスコートへ集めたという過程もあるし、そういう過程があるから、絶対に開放する前にちゃんとそういう面を、今までこれ論議しているやつも今から論議するやつもそうなのですが、全部決まった状態でやらないとどうにもこうにもなりませんからね。だから、同じ過ちを2度したら本当に笑われますから。ただ、それだけで済みませんので。今度はかなりの人間が入るわけですから、そうしたらば5時間なら5時間いられる中でどこどこ、どこどこ出しますよ、町民は。巡回してだめです、だめですって、では先置いたやつはどうなのって、今度ここで職員とか管理する人と町民がけんかのもとですし、そこら辺はとにかく事細かくしてやっていかないと。そこら辺はどう思っているのです。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 委員のおっしゃるとおり、全くそのとおりでございます。この件については我々も当然危惧していたところで、これまでずっとやっぱり国といろいろ協議をしてきたところですが、今言った、ではそのごみをどこに持っていくかという部分がありまして、なかなか前に進まないような状況であります。今委員がおっしゃるように、当然集積場にはそういうふうなごみも多々出てくると思います。これについて本当にどうするかという部分ありますけれども、では仮の仮置き場に持っていくかというと、その周辺の問題も当然出てきますし。ですから、イタチごっこではないのですが、1つのやっぱり大きなものが決まらないとなかなか前に進まないという部分がありまして、その辺については当然町としても強く要望はしているところなのですが、なかなか前に進まないというのが現実的なものでございます。後でそういうふうな状況で町が今予定している仮置き場の設置箇所、そういうものがいち早く進めばそういうことも解消できるのかなとは思っておりますが、なかなかそれに向けてもやっぱり動きが鈍いということで、ぜひそういうことも含めて、では委員がおっしゃるように出てきたときの対応をどうするのだという部分も含めて国とまた早急に詰めてまいりたいと思います。本当にこの問題については避けて通れない部分がありますので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 今まで答弁聞いていると、県とか国、確かにそっち側のほうと協議して云々というのはわからないことはないけれども、今言ったようなのは、帰れば町民は掃除したいのが一番先ですから、絶対発生しますから、町独自で対応策もある程度考えておかないと困りますから、そこら辺は強く言って終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○8番（高橋 実君） 要望で。

○委員長（渡辺英博君） では、どなたが答えますか。

[「いいじゃない、要望」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○8番（高橋 実君） いいのだ。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 今の話とも関連するのですけれども、町のほうで国と交渉するに当たって、例えば南部衛生センターに運び込む場合には分別とか袋はどうするの、料金はどうするのってどう町が考えているのかひとつ聞きたいのと、それからもう一つ、仮置き場が何とか運用できるようになつた場合に、従来のごみの集積場所に置けばいいのかどうか。直接持ち込むことも可能なのかとは思うのですけれども、そこはどう考えているか。そのときの分別及び袋はどうする、どう考えているのか。その点ちょっと確認しておきたいのです。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 当然このことも後ほど出てくる話なのですが、その前段の今言ったようなものが全然先が見えない状況ですので、その分別をどうするか、料金をどうするのかというまでの議論まではちょっと行っていません。進めば当然そういう話も出てくると思いますけれども、当然町民の方は間もなくそういうふうな一時帰宅が自由にできるようになれば、その辺についても町として町民にお願いという形でしおり等に含めて、せめてこのくらいはやっていただきたいという部分があればそのしおりの中に入れて皆さんにお願いしていきたいと思っております。今言ったその料金体系については、今後またどうするかというものについては検討してまいりたいと思います。今現在20キロ圏外のものについては川内村と広野町で焼却部分については出しているという部分がありますので、富岡町でそういうふうなものがあるとすれば町で発生するような形は出てくるかと思います。ただ、個人的にはどうかなという部分は、ちょっと今の段階では決めておりません。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） でも、もう大分時間的には差し迫っているのですから。区域再編がされて、うちに入れば皆さんごみ片づけ絶対やりたいし、やると思うのです。だから、せめて……では、前のあの5種類だか6種類の分類というのは私は難しいと思うのです。でも、一緒くたがいいかというと、これめちゃくちゃ効率が悪くなるから、例えば1つの袋に、何か袋を指定して燃えるもの、燃えないもの、燃えないものも瓶と缶ぐらい大ざっぱな分別でしてもらうということにしないと、その後の処理もえらい効率が悪くなりますから、それはやっぱり早目に決めて、そしてうちに行って片づけしたときにその程度にあれして、とりあえずうちの中に置くともうちの外に置くとも、せめてこのくらいのことは示さないと、国の遅い仕事待っていられないで、それをぜひ詰めてほしいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 区域再編の説明会が終われば、当然先ほどお話ししたように「立入のしおり」というのを町で作成する予定となっております。その中に、今委員がおっしゃいましたような分別の方法についてどの程度までやるのかというものについてはそこの中に入れていくたいというふうに思っております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

なければ（3）を終わります。

次に、（4）の仮設トイレ等の設置について質疑を賜ります。ございませんか。ないですか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） ちょっとどこか資料にあったと思うのですが、仮設トイレを設置する場所には町民が帰って水必要だとすれば水をくむ水タンクか何かも置くような説明あったと思うのですが、置くのですか。全箇所に。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 説明の中では、仮設トイレ27行政区のうちに26カ所というような説明をさせていただきました。在来の水については、当然水というのは24時間で塩素が切れるということでなかなか非常に厳しいということで、これまで清掃とか、そういうものに使う水の確保ということで役場の井戸水というようなお話がありましたので、そこについては使用できるような形にはしたいと思います。

なお、トイレの中にはぬれタオルというのですか、除菌のできるような、そういうものはちょっと置いておきたいなというふうには今考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） これちなみに大が2つとか小が1つだとか、どういう仮設トイレなのだからと誰が管理してくれ取り依頼を頼んだり、中の清掃をしたり、どのように考えているのだかの説明ないのだけれども、この説明お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） それについては、今後詳細に大、小それぞれ1カ所ぐらいずつはつけたいなというふうには考えております。その中で、当然清掃とか、そういうものも含まれますし、くみ取りの部分も含まれます。これについては、今後委託というようなものを考えてまいりたいと思っています。そういうもので業者とか、そういうものについては今後選定してまいりたいと思

っています。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 設置場所の人口密度に応じた本数というだか、個数は十二分考えてくださいと要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

なければ（4）を終わります。

次に、（5）の一時立入方法について質疑を賜ります。

3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 一時立入の中でバスのほうをちょっと聞きたいのですが、普通の方はこれでいいと思うのですが、ちょっとお年寄りとか高齢者の場合、バスで行きたいといった方については介添えとか付き添いとかいう形がもしできない方についてはどうしたらいい。そういう対応も考えられると思うのですよ。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） バスでの立ち入りで、要は老人とか、そういう方に対しての対応ということですが、今現在のところバスでの対応は、先ほども言いましたように直接準備区域とか制限区域の方だけ連れていくということがなかなか難しいということから、困難区域への立ち入りのバスと一緒に行つていただくという考え方をしております。そんなときについては、職員とか、そういう方の協力を得ながら、今の一時帰宅と同じような形で対応したいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） では、今までどおりの一時帰宅の対応と同じ、また一応町関係者の方がバスの対応日とか一時帰宅困難区域に入る場合、役場職員がある程度対応できるような準備はするということですね。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） はい、そのとおりです。

○委員長（渡辺英博君） 3番委員。

○3番（宇佐神幸一君） 最後なのですが、1つだけ要望なのですけれども、あと困難区域以外のふだんの入れるところ、準備区域と制限区域についても、高齢者の場合入つていて急遽ぐあい悪くなったり、いろんな状況においても対応できるようなことも考えていただきたいと要望します。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。要望ですね。

○3番（宇佐神幸一君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） いろいろ議論はたくさんあると思うのですけれども、一日も早く帰還をしたいということなのでしょうけれども、その前にライフラインをいつごろから着工して、いつごろ終わらせるのか。そうすると、その場合にライ夫ラインに従事する人に対しての立入証の交付ですか、こういうものはみんなと一緒にするのか。

〔何事か言う人あり〕

○11番（三瓶一郎君） 一時させていたこれ。区域の見直し。どうなのですか。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 立入証というのは、困難区域も含めて町民の世帯に交付するという考えでおりますので、例えば今言ったようなインフラ整備とか、そういうもので入るという場合については、公益の立ち入りとか、そういうものをを利用して入っていただくということになるかと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） ライフラインの破損状況がどの程度になるかわかりませんけれども、人が入るときに、一般の人と違ってその工事に従事する人たちに対しての通行証というか、立入証がきちんとしていないと工事に着手できませんよね。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） ちょっと説明不足で大変申しわけないのですが、制限区域とか準備区域については通行証とか、そういうものはありませんので、そういうインフラ整備のために何かを出すということは今のところは考えておりません。ただ、先ほど言ったのは、困難区域の中は当然そういう通行証というような形とか出てくるかと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○11番（三瓶一郎君） ええ、終わります。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塙野芳美君） さっきの説明でちょっと確認できなかったのですけれども、例えば富岡に……聞いてないのでいいのかな。わかるのかな、それで。大熊のほうから例えば入ってきて富岡町の準備区域、それから居住制限区域に入ろうとした場合に、通行証が必要なのかと思うのです。そうすると、その通行証というのは1回限り。コールセンターに申請して。それって1回限りなのか、それともある期間があるのか。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 準備区域とか制限区域に関しては回数がございませんので、その都度申請して、例えば自分で入りたい日程を設定したらその都度コールセンターのほうに申請して交付書をいただくということになるかと思います。

〔「違うよ。だから、よそ見してんなつったんだよ」と
　　言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 1回ぽつきりか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 警戒区域とか困難区域を通過して入る場合には、先ほど今言ったように通行証が必要になるということになります。

〔何事か言う人あり〕

○生活支援課長（郡山泰明君） 済みません。回数については制限がありませんので、大変申しわけないのですが、必要に応じて申請をして入るということになります。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塙野芳美君） では、要はその通行証は1回限り有効ということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番（塙野芳美君） わかりました。終わります。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません。この身分証明書が必要になってくるということなのですけれども、実は通常身分証明書というと警察は免許証を出せって簡単に言うのですが、若い人で免許証持っていないという人は余りいないのですけれども、結構お年寄りの人だと身分証明書といつても免許証持っていない人いるのです。それで、住基カードはちゃんと写真も入っているし、きちっとしていると思うのですけれども、もう少しそういう人に対して住基カードのPRというのではないのですけれども、それがもう完全な身分証明書になるということをもうちょっとお年寄りの世帯とか免許証持っていない人にきちっと言わないといけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 身分証明書ですが、今言われたように通常は免許証、あとまたは保険証とかになります。あとは今町で今度出そうとする立入証とか、あとは今被災を受けている被災証明書などをもって対応するということになるかと思いますが、ただ、今言われた今後の住基的カードの件については、立入証のほうでは今のところ検討しておりませんが……

〔何事か言う人あり〕

○生活支援課長（郡山泰明君） 済みません、住基カードのは健康福祉課のほうでお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（渡辺清治君） 住基カードは、今現在なかなか取得されている方というのは少ないのでですが、目的を持って取得しているというところが現状でございます。今後今言う身分証明となる部分については、私どものほうでもPRしながら、取得していただけるようなPRをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） ぜひお願ひしたいと思います。

それから、先日動物の問題がまたあったのですけれども、一時立ち入りで今度自由に入って、やっぱり牛とかイノシシに会うと怖いのです。まだいるようなのですけれども、3月までには全頭処分するというふうにはなっていたのですが、牛も富岡町ばかり歩いているわけではなくて、どうも町をまたいで結構歩いているみたいなのです。それから、イノシシが、通常ですとイノシシって当然山麓線沿いとかその辺ばかりだったと思うのですけれども、栖葉の海のほうのところまでイノシシはもう闊歩して歩いているということは多分富岡もそうだと思うのですけれども、その辺も含めてこの一時立ち入りに対してどういうふうに考えているのかちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 野生化した家畜の件なのですが、もともとこれは農林水産省からの指示で県が今実施しているということは前回にもお話ししたとおりです。今回区域見直しに伴って、再編までには全部の家畜の保護と安楽死をお願いしたいという形をとっておりますが、今現在いわきの家畜保健所のほうでやっています。ただ、前回にもちょっとお話ししたとおりセイダカアワダチソウの関係で家畜がかなり近づいてもすぐ逃げるという状態なので、こし1月から麻醉銃を使って、長距離から狙ってその麻醉銃で眠らせて安楽死をするということで今現在進行中であります。現在の町の牛の数見て、大体6つの群れ等が確認されていまして、四十数頭今後ちょっと再度県のほうと協議しながら、効率的にもっとできないかという感じで、町のほうも協力するという形で今後も詰めるということで今作業をしている段階です。

あと、イノシシについてなのですが、これ新聞等でもなっているのですけれども、今郡内の警戒区域のところのイノシシ、これ実はイノブタとの区別がちょっとまだはっきりしないということで今調査をやっております。これについては、町のほうとしてもイノブタでなくて、もうイノシシですよとというのは、既にイノブタの頭数よりも、その倍以上全部安楽死しているということで、イノシシとして処分してくださいという話でやっているので、実はまだ国からのほうのそういう形の方針が出ていませんので、県のほうでもこの辺をちょっと調査して、イノシシとして処分したいという形で今現在検討中でございます。いずれにしても、3月までにはやりたいという話と、うちのほうもまずお願いしたいということで今協力的に進めておる段階です。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 午後からということでね。

[「いいです」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

それでは、午後1時まで休議いたします。

休 議 (正 午)

再 開 (午後 1時00分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

（5）の一時立入方法について、その他ご意見ございませんか。

[「その他で」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 違う。一時立入方法について質疑を賜り……8番委員。

○8番（高橋 実君） 先ほど半端になったのですが、一時立ち入りに関して、健康管理で、町で委託した草刈り関係のデータが上がっていると思うのですが、その中で23とか高い放射線出ているところあると思うのです。町のほうに報告もしてあるし。これ開放した状態でどのような管理の仕方をするのか。バリケードを置いて、立て看板でここは毎時何マイクロあるから近づかないでくださいとか先行除染やって低減させて開放するとか。これは、国道、県道、町道、町道に付随するやつ、ある程度のデータは町のほうでは関係省庁に言えば手に入れる状態になっていると思うのです、そろそろ。その確認もしないで、ただ単に一時立ち入り、開放、日に時間、これ4ページの6の（3）、被曝線量目安の提示とかって書いてあるけれども、そこら辺も提示してうたっているのであれば、高いところの手だてをどうするのか。考えがあれば教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今本格的除染を目指して、環境省のほうで先行除染ということで道路等のモニタリングを調査しております。残念ながら、その結果についてのデータ等はまだ私のほうには入っておりません。そういう今何%ぐらいできているのだという状況としましては、町道については87%ほどモニタリングは終わったけれども、データ等の集約はまだですということで回答はいたしております。そこについて、高い部分とか低い部分についてどうですかという話もまだされていないような状況なので、今後そのデータを鑑みながら、先行除染なりなんなりの対応ができるのであればその対応をしていきたいと考えております。私のほうからはそのぐらいの回答しかできないのですけれども。

あと、草刈りについて、確かに高い地区があったという意見を聞いておりますけれども、その部分については草刈りを一時とめたという経緯がございます。そこについても、今後こういう部分がありますということで環境省のほうに言って先行除染なりなんなり何かの、またはテープとか何かを使って、ここの区域の部分の道路については線量が高いとか、そういうものの標示をしたいと考えており

ます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） これ帰還困難区域にかかわらず3工区になっているわけ、また認めてもらっていないけれども、順次町内の道路を考えて、どういうふうなところからどういうデータをもらうとか、町独自のモニタリングをするとかしないとか、せめて民家の多いところとか車の通りが多いところとか、大体地元の人だからわかると思うのね。それを独自にやつたっていいと思っているの。やるべきだと思っているし。よく航空モニタリング、モニタリングと言うけれども、かなり誤差も、最近になってわかってきたのだけれども、あるみたいだし。機械の性能もあるし。今機械のほうも何ヶ月に何回補正かけなくても高いやつだと自動補正かかる機械もありますので、そういうものにお金をかけて、安全、安心にここまで来たのならば戻されるような方策考えていかないと、さっき9番委員とか10番委員も言っていたけれども、国県補助だとか、そんなことも言っていられない状態だと思うのね。使えるものを一時取り崩して使って、後で補償で回収するのも。町長、そこら辺どうでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全くご指摘のとおりでございまして、モニタリングも積極的にやって安全を担保するという取り組み姿勢、これは一番肝要だと思います。したがいまして、財源の問題が国、県とか、そういう云々ではなくて、町独自でもこれについては取り組む、姿勢についてはこれから前向きに積極的にやろうと思っています。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 各所管の課長さん、今町長が言ったような答弁ですので、どんどん現地に入れということではなく、自分が与えられた仕事をよく、町民の一人としても所管の課長としても、町民を安全、安心に一時なりとも帰すのであれば、5時間であろうが3時間であろうが、そこら辺細かく考えてやってもらいたいと思いますので、お願いする立場で上げたけれども、やるようにしてください。お願いしておきます。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今の委員さんの話ではございませんが、私たちも町民を安全、安心に区域再編しながらそこの場所に入っていくことがありますので、そういう対応ができるだけしていきたいと思いますが、ただ人員等の配置とか、そういうものがちょっと今現在人が足りないので、委託とか、そういうもののことを考えながら前に進めていきたいと思っておりますので、ご理解等をお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○8番（高橋 実君） 4回いいか。質問でねえ。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○8番（高橋 実君） 結局ハードとソフトに分けて、結局原案が我がふるさと富岡町現地なのですから、人足りないのもわからないことはないけれども、足りない中でも、やっぱり課長会毎週やっているわけだし、いろんな話し合いをしているでしょうから、やはり言って申しわけないのだけれども、能力1人で2人分あるぐらいの人をどんどん先行に使ってやるぐらいのことを前から言っているのだけれども、副町長は多分耳にたこできるほどわかっていると思うのだけれども、実際的にはまだそれなりの半歩、一步踏み入ったところで4月には期待しているのですけれども、そこら辺どうなのですか。

○委員長（渡辺英博君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほど人事的な話も出ましたけれども、人事的な話というのは限られた人数、その中に精いっぱいこれをやっていくしかないのだというふうに思います。その限られた人数の中で、いかに効力、それから効果を上げるかというその工夫が非常にポイントになるのだというふうに考えておるところでございます。課長会においても、そうした意味では意識の統一、それから目標といいますか、そういうところを具体的につくっていく、情報を共有していくという場としては本当に大切な場でございます。そういう意識で今も会議は毎回開いているつもりでございます。なかなか現地に立ち入り等思うように任せないところはありますが、新年度に向けては除染が進んでインフラが入っていくというような、ことしはそういう年になっていくわけで、今まで以上にその現地に立ち入る機会というものが多くなりますし、職員も同じように富岡に行って作業するという業務もふえてくると思います。それなりの人事をしないとその対応もできないというふうに考えておりますので、今回の4月の体制というのは今までとは少し変わった形、それにできるだけ対応できるようなことを考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（塙野芳美君） 今の一時立ち入りの話とも関係するのですけれども、一時立ち入りだけではなくて、前に私本会議の場でも何回か言っていますけれども、期せずしてああやってマスコミにも載ったけれども、その不適切な除染、ああいうのがあるので、ですから私ほかから聞いているし、それであれば何回かしつこく言っているのですけれども、人の面も含めて今後の体制、この一時立ち入りだけではなくてそのもの、除染体制、町の体制、これ本気で、もう今でもはっきり言って遅いくらいなのだけれども、過ぎたことはしようがないので、本気で考えてないと、ああいうことはやろうと思えば何ぼほどできる。国直轄だから、危ないのですよ。広野とか川内みたいに町が受けてやっていると、町民から直接行くから、相当柔軟に対応しているのです。ところが、直轄だという名のもとに勝手にやっていますから。本当にやっぱり自分たちの、職員ももちろん町民ですし、それを含めて守るために、正確にやっぱりその除染のあれも把握しなくてはいけないから、この際本当だったらば、言わせてもらえば一時立ち入りができる前に、各家庭でもホットスポットありますから、そういうの

もう既にモニタリングして、この部分はちょっと近づかないほうがいいよとかぐらいまで本当はやってほしいのだけれども、いずれにしてもそういう、だから職員の体制、それを早急に進めてほしいのですけれども、いかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 町の体制というのは1つの物事ではないというふうには当然考えております。いろんなものがこれから新たにスタートしてくるわけですから、除染の話なんかは本当に、本当に残念ですし、情けない話だとは思うのですが、しかし現実としてそういうものもぶら下がっていますから、そういうものに対応する体制も必要だというふうには理解しております。これから4月という形だけではなくて、現在も話しているように一時帰宅に向けてのその考え方、整理、こういうことも含めて対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 先ほど10番委員さんの質問の中にあったのですが、立ち入りの許可の件ですが、簡単に聞かせてもらえば、例えば清水行政区の人が南相馬に、相馬町にいたとすれば、やっぱり一番早い道筋は6号線入ってくるのが一番早いと思うのですが、6号線入ってくるには許可をもらわなくてはならないということで、その許可は1日1日の許可になりますよね。

それで、例えば北に住んでいる人、避難準備区域と居住制限区域の人で北に住んでいる方は一々入るときに許可を申請して入ってこなくてはならないということで理解もらえますか。その辺どう考えています。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） ただいまの質問ですが、国のはうでは原則1回その都度の申請ということで今打ち合わせ中ですが、町のはうとしてはその都度の申請だと、例えばきょう申請して都合悪く、あした入りたいというとなかなか対応が追いつかないというようなこともあるって、月に数回は1枚の許可で通行できないかという要望はしております。ただ、今調整中なので、とりあえず基本的なお話をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 説明会が始まったわけですから、説明会のときそういう最低限のことがきちんと答弁できるような状況でつくっていくのが本筋なのかなと思うのだけれども、結局何も見えていないということですよね。せめて1つの、1回の許可で月のうちの1週間入っていいよとかではなくて、やっぱり1カ月1カ月単位の許可を出してもらうとかしないと、そういう地区に住んでいる方は恐らく納得しないと思うのです。その辺でぜひ早急に詰めていただきたいと。

あと、今は1点で終わってしまったのですが、冒頭1番の問題で副委員長がちょっと触れた件なのですが、長ズボン、長そでシャツ着ていれば防護服着用しなくてもいいというふうに書いてあるので

すよね、これ。これは、私はおかしいと思うのです。長ズボン、長そでシャツ着ていても、放射能の汚染物質がつかないように防護服着るのであって、自分の服にくつつくだけだから構わないよというような表現はおかしいと思うし、あとはそのときの町長の答弁で12月6日に出すときに熊谷審議官にしっかりと要望しておきましたよという答弁いただきましたが、区域割りを決めるときに町の自己財源でもやるということを言っているのですから、やっぱりその辺はこの場できちっと答弁できなくてはならないと思うのだけれども、全然答弁していないのですね。居住制限も避難解除準備もやっぱり着ていきたいという人もいるのですから、それは町の財源できちっと対応しますよと、そういうふうにきちっと答弁していただかないと困ります。審議官に要望したからって、要望しただけで、のんでもらえなかつたらやらないということになってしまいますので。その辺どうなのですか。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） まず、うちのほうの区域の見直しについての中の10ページをごらんください。

諸課題の解決に向けた取り組みの中で、污染防治のために防護服などはということで、「町民の皆様へは、町内に設けた配布拠点でお渡ししたいと考えております。立ち入りの際は全ての町民が着衣されることをお勧めいたします」というような明記をしております。そういうことで、基本的には全員がそういう防護服を着ていただきたいという町の意向をここに提示しております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） なお、準備区域とか制限区域であっても、長そで、長ズボンだからいいということではなくて、先ほどから言われているように防護服を着るように町としては勧めます。

なお、そういう防護服については、中継所というか、スクリーニング会場において渡せるようにしたいと今国のほうと協議進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（渡辺三男君） はい、わかりました。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

議長。

○議長（宮本皓一君） 私のほうから一言言わせてもらいます。

区域の見直しを議会が了承するに当たって、ちょっと一時議会のほうを休議して進めた経緯があります。と申しますのは、この区域の見直しでおおむねはよしとするが、区域の中にはかなり線量の高いところがあると、そのためには安全確保のためにそういうもろもろの靴カバーとか、それから防護服とか、そういうものを徹底していただければというような附帯項目みたいなものがあって初めて許可というか、みんなが全会一致で定めたわけですから、その辺よく履行してください。これについても、あったらば返事をいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今議長のほうからお話をあったとおりでありますから、これを実施するように向けての私は考え方を述べたつもりです。ですから、要望ではなくて条件というのに近い状況の中でお願いしていますので、今後さらにそれについては実施するようなことに持っていきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○議長（宮本皓一君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかありませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 一時立ち入りでちょっと質問させてください。

例えば牛とかイノシシとか、あと道路が陥没しているとか壊れた建物が道路に散乱しているとか、いろんなまだ手つかずの状態の中でもう住民の人がわあっと入ってくるので、これから例えば車がパンクしたとか、牛にぶつかってけがしたとかいろんな状態が発生することが予測されるのですけれども、そういうふうになったときに町が住民から賠償請求、管理責任を問われたり、そういうことが予想されるので、このコールセンターで許可を出すのもいいのだけれども、許可を出して、その許可証を本人に多分送付したりするときに、何があっても自己責任だという同意書、こういったものは必要なのかなと思うのです。こういった異常事でまるっきり整備されていない状態のところに住民に帰っていただくものですから、やはりこれは自己責任でなくまでも帰ってもらいたいと、といった同意書のようなもの必要だと思うのですが、その辺はどう考えますか。

○委員長（渡辺英博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 今回の区域見直しで自由に入れるということになると、当然今委員が言わされたようなことが発生するのかということも懸念されます。そういうものについて、今の一時帰宅の中では国とか、そういうことで対応していただいているが、当然今度自由になるとどこが責任という話になるかと思いますので、まだ同意書というところの、同意書というか、そういうところまでの検討は正直言ってしておりませんので、その辺を詰めて解除に向けた対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） いいですか。

○副委員長（安藤正純君） いいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（塚野芳美君） 今の道路の話とも絡むのですけれども、1つは道路に枝が折れたりなんかして落ちている部分も相当ある。それから、バリケードが置いてあってはみ出しているところもある。それと、牛。北部のほうは知りません。南部のほう。ちょうどこの間私帰って実際見てきたのですけれども、牛のふんと、牛そのものは見えなかっただけれども、ちょうど雪があったので、牛の足跡がい

っぽいあつたのです。これ本当に、本当にと言うとちょっと失礼なのですけれども、区域再編で出入りが自由になるときまでに、全部とは言いませんけれども、相当数牛なんかの処分ができるのかどうか。それから、道路の最低限度な安全確保。枝なんか落ちているのも大分ありましたからね。ちょっとくどいようですけれども、バリケードの中がちょっともうずれてしまっているとか、道路が相当幅が足りなくなっているというところもあるので、その辺の対応どうなっていますか。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） まず、道路の件については、解除に向けて通行に支障のないような簡易的な処理、早い話ひびが入って通行が不可能なようなところについては早目に砂利をひいたり、それなりの通行ができるような対応をし、及び警戒の標識等を設置して安全を確保して解除用に設置したいと思います。そういう考え方で、今うちのほうの職員等も現地に毎週入って調査をしております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） はい。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 牛の件ですけれども、これ再度、毎回いつも同じような答弁になって申しわけないのですが、県のいわき家保が主体となって実施していますので、うちの職員とあわせて今現地に入って牛の確認等をやっています。再度実態、本当に3月にできるかどうかの今計画調整、今、いずれ今週もちょっとその辺の打ち合わせに行く予定になっていますので、再度その辺でもう少し詰めてみたいと思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塙野芳美君） ですから、私は姿は見ていないけれども、ただあれだけの牛のふんと足跡が残っているので、相当の頭数がいると思うのです。今課長自分から言ったように毎回同じ答弁なのですけれども、本当に南部のほうで、では何ぼか捕獲もしくは処分しているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 今の最近の、だから先週約2頭ほどやっとなったということの最新情報、先週の1週間では2頭という報告は受けています。

以上です。

ちょっと今2頭というペースでは数えても無理なので、その辺でちょっと強化を図っていきたいということで今考えています。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません。牛とか、この放射能の危険が出ていたのですけれども、たまに帰るとブロック塀とかが斜めになっていて、いや、今倒れたらどうするのかななんていふうに思っているのがやっぱり時々あるということと、あと瓦が、ぐしというか、あの上の棟がまだ屋根の2階の

上にとまつたままになっている家が結構あって、落ちてしまったやつとか倒れてしまったやつは危険性ないのですけれども、自分の家に、敷地に落ちる分には多分大丈夫だと思うのですけれども、当然商店街なんかは道路に面しているので、そういう道路の通常のところに面しているブロック塀とか家屋の瓦とか、あとモルタルの壁、そういうものの危険なやつというのは、この一時立ち入りする間にどういうふうにしようとしているのかちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） その点については、国のオフサイトセンターのほうにもちょっと協議をしましたけれども、今現在の対応としては国道及び県道及び町道、その他の道路がかかっている状況の中でどこまでできるかということが今問題になっているような状況で、できるだけ喚起を進めるということで、危険ですよとか、そういうことで、住民が帰っていく状況の中でそういう喚起看板等を提示できないかというぐらいの打ち合わせしか今のところはできません。ですから、それが個人の宅地において道路上に落ちて非常に交通とか何かについても支障があるとか、あとは現地ブロック塀が倒れてしまって通行が不可能だよというような部分については一部脇に寄せるとか、そういう手法は町のほうと県道については実施しております。そういうぐらいの回答しかできないということで今非常に残念ですけれども、今後は安全側に立って現地をよく確認して、先ほど申したとおりどれだけ対応できるかはわかりませんけれども、一生懸命対応していきたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） ゼひともそういう注意喚起はしていただきたいと思います。やはり近くに避難している人はいいのですけれども、遠くに避難、県外とか東京に避難とか、もっと遠くに避難している人が、何ヵ月かに1回しか帰らないのですけれども、やはり何かちょっと自分たちの壁が落ちそうで心配だから何とかしてほしいとかという話があったりとかちょっと聞きますので、ゼひともそういう二次災害、もう今となっては二次災害というのか三次災害というかわからないのですけれども、災害が起きないようなその喚起とか、地震直後は警察のほうでコーンを置いてくれたりとかしていたのですけれども、随分コーンも飛んだりとかいろいろしているので、そういうことも含めて3月までにいろんな注意喚起の方法を検討していただければと思いますので、これは要望しておきます。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ（5）を終わります。

次に、（6）その他になります。付議事件1に対する総括でお願いいたします。

まず、委員の皆さんのはうでございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 総括ということではないのですけれども、ちょっとその他で聞かせてください。

前にもちょっといろいろ聞いたあれはあるのですが、役場の後ろに1トンタンク20個も30個も置いてあるのです。黄色い水タンク。あのタンクはどこで置いたのか、誰が許可したのか、何のために置いたのか。多分私推測するには、恐らく除染の業者があのタンクを使って、役場の移動があるから、使い終わったタンクをあそこで洗ってあそこに並べてあるのかなと。私の推測ですよ、今のは。その辺どういう状況になっているかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今現在役場のほうに置かれている黄色い水タンクなのでございますが、あれは内閣府で実施した自衛隊のモデル事業によって、そこに資材として運んできた水タンクでございます。実際にそのタンクを使って水を入れて高圧洗浄を実施したタンクでございまして、環境省からはそこに一時保管ということで置いていてほしいということで現在に至っております。

それで、あのタンクが風、また及び仮設のトイレと同じなのですけれども、そこらふうに散乱しているような状況があるということで、環境省のほうに今きっちり管理できるようにしてほしいというような話を今しております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） モデル除染で自衛隊さんが使ったものを一時置いているということですけれども、役場の先行除染するときにはそれなりに高い数値だったはずですよね。そこに持ち込んできて、そこで作業に使ったものをあそこに置きつ放しではやった意味がないのかなと思うのです。恐らくきれいに洗浄してあそこに置いてあるのか、使ったままであそこに置いてあるのか。どっちにしても、せっかくきれいに先行除染してモデル除染をしたところにそういうものを放置しておくというのは、全くやった意味がなくなるのかなと思うのです。何でそういう除染した場所を選ばなくてはならなかったのか。その辺はどうお考えなのですか。この仮置きさせるという返事をするときにここまで考えなかつたのですか。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 水タンクにその汚染水を入れたわけではなくて、新しく持ってきた水タンクに役場の水と、あと水道企業団から持ってきた水をそのタンクに入れて、車で搬送してそこに持ってきて水を使ったタンクでございます。ですから、その部分についての線量が汚染されているような状況ではございません。あくまでも除染した水については下の配水池及びその除染する部分についての加工をして、そこに水処理をして放水したというような経緯でございます。新物でございますので、実際に汚染されているものではございません。残念ながら、役場の駐車場のほうの中に入れようとしたのですけれども、駐車場がもうやはり利用するということで、そちらについては作業す

る草刈り機及び高圧洗浄機、そういうものが役場の駐車場内に置いてあります。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 汚染水を入れたとかどうのこうのではなくて、汚染水を入れなくてもあそこ の作業に使ったやつですよね。あそこの作業に使ったやつで、それをきちんと除染をして持ち込んで除染をした場所に置いてあるのであればいいですけれども、作業した道具をそのまま置き放しにするということはいろいろ問題があるのかなと思うのです。当然我々も、恐らく町民の人らも中に入ったときには汚染されているかどうか全部スクリーニングを受けて出るわけですから、ある程度の高い数字があれば出されないわけですから、それも何にもやっていないでそこにそのまま放置してあるわけでしょう。だから、それ自体間違いではないのですから私聞いているのです。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） ご心配ありがとうございます。実際に線量等をはかっていないから外に出さなかったということではなくて、今後町とかほかの町村、町村ではなくて、本格的除染に伴い環境省がそれを使用するということで一時的にそこに置いておいてほしいということで置かせて置いてあることで、逆に道具を洗ったりなんたりしないで、そこにはうって放射線量がそこにあるということではございませんので、その辺はご理解していただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 理解できないのですよね。あそこで除染に使った道具ですね、タンクであっても。あそこで除染に使ったタンクで水くんできて、あそこであれからポンプではじいて除染したり、回ったり使ったと思うのです。その除染に使った道具を、例えば放射能汚染物質がその道具についているとすれば、その道具をきちんと洗い落とさないでそのまま除染した場所に放置しておけば除染した意味ないでしょうと言っているの。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） その辺は、逆に言えば除染した場所に新物を持ってきたというふうなことで考えていただければありがたいと思います。ですから、新しく買ったものをそこに置いたということでございますので、線量の高い部分に、放射線量がそこに置いてある部分について、全然やっていない部分について汚染されるような状況ではなくて、逆に除染をしたところに対してその新物を持ってきたということでございますので、ご理解願います。ですから、実際に除染して使ったものではなくて、新物を持ってきたということでご理解願います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） わかりました。一番最初に新物を持ってきて置いたって言えばすぐ理解できただのですけれども、今の答弁で理解できました。ありがとうございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） それで、執行部の皆さんから何かございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） ないようですので、以上で付議事件1、区域再編に係る諸問題の進捗状況についての件を終わります。

続いて、付議事件2、災害公営住宅に関することについての件を議題といたします。

企画課長より説明を求めます。

企画課長。

[11番（三瓶一郎君）退席]

○企画課長（横須賀幸一君） それでは、2、災害公営住宅に関することについてご説明いたします。

現在災害公営住宅につきましては、第1次復興計画の基本方針でサテライト計画ということで、現在分散している町民をいわき市、郡山市周辺に可能な限り集合して生活していただくという計画で進めています。その件に関して、町として現在県のほうに要望しながら進めているというところでございます。今年度県におきましては先行整備することとなりましたので、その概要をご説明いたします。

それでは、資料の7の1ページをごらんください。県において、昨年9月補正で原子力災害による避難者のための復興県営住宅を整備することとし、予算を確保いたしました。これは、県が避難町村の要請に応じて復興公営住宅を代行で整備することに加え、県みずからが復興公営住宅を整備することとしたものでございます。今年度500戸分の用地取得、それから造成費、設計費ということで計上しております、25年度に施工するものであります。

なお、入居予定は26年度となっております。

500戸の内訳ですが、2ページをごらんください。今回は、受け入れ側の市町村との調整もあり、分散型の計画となっております。郡山市内に160戸、会津市内に90戸、いわき市内に250戸となっております。これは、国有地、県有地、民有地それぞれ今現在調整を行っている状況でございます。用地取得につきましては、一部調整は必要なところもありますが、ほぼ順調に進んでいると聞いてございます。町といたましても、県に対して建設時に当たっては要望を行うとともに、現在は郡山市と調整を行いながら進めているところでございます。

なお、設計や入居に伴う募集要項等は現在県で検討中でありまして、素案ができた段階で町と協議することとなつてございます。

今後の建設戸数につきましては、現在町で行っていますアンケート調査の結果を踏まえて検討することになつてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございません

か。

10番委員。

○10番（塚野芳美君） 何点かお尋ねしたいと思います。

また県との調整云々ということですけれども、そうではなくて、それはそれとしていいのですけれどもというか、しようがないのでしょうかけれども、町の考え方としてこれに対する入居者、もう絶対数は全然全く足りないわけですよね。関係8カ町村ですか、6カ町村になるのですか、の中でのとりあえずの500ですから、その入居の優先順位は町としてはどのように考えて県と調整に臨んでいるのか。

それから、3階、4階、5階建てとあるようですけれども、全てにエレベーターがつくのかどうか。この辺の状況をある程度町民に説明しないと、前の町が行ったアンケート調査の中でも恐らく答えの中に相当数あったと思うのですけれども、それからさらにはその借り上げ住宅の帰還と。借り上げ住宅と公営住宅、この運用いかん、自分が入れるか入れないかで帰還するしないということを決めたいので答えられないという答えがあったはずなのです、相当数。ですから、その辺、県との調整中はそれとして、町としてはどのような今私がお尋ねしたことを望もうとしているのかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） まず、500戸に対してまず優先順位といいますか、郡内町村かなり要望は多いと思っております。まず、会津若松については、もう大熊という形があるのかなと。郡山につきましては、現在川内村、双葉町が仮設住宅を持っています。その辺の調整も踏まえて、基本的にはもう富岡の住民という形での要望は現在しています。ただ、あくまでも県営住宅というところでございますので、今後入居の募集に当たっては検討していくというところで現在考えています。できる限り富岡というところで現在は進めていますが、限定という形はできないということなので、その入居の仕方、募集の仕方を現在県のほう、国の方と検討していくことで進めてございます。

それから、エレベーターにつきましては、基本的に災害公営住宅ということで全てについていただくようにしてございます。一般の県営住宅とはまた違います。ただ、県営住宅も現在エレベーターつきというのは出ていますが、公営住宅につきましてはエレベーターつきで進めております。

それから、借り上げ住宅との運用でございますが、まだ決まっていない中で、できる限り町は借り上げ住宅も公営住宅としての使用を認めてもらいたいような形で現在要望しています。公営住宅が全て賄えるかということではまず無理だと思いますので、借り上げ住宅を公営住宅として認めてもらえるような要望は現在してございます。

以上でございます。

[11番（三瓶一郎君）復席]

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 優先順位のあれは、私の聞き方がちょっと違ったのかもしれません。もちろ

ん、ですから富岡だけというような、大熊は違う、会津はもしかしたらそうかもしれませんけれども郡山、いわきの分はそれぞれだと思うのですが、その中で、ですから私が聞きたかったのはその優先順位ではなくて、富岡の町民の優先順位としては町はどのような考え方で臨むのかということです。それで、何せ借り上げ住宅と公営住宅両方心配しているのは、ですから住むところがなくなるのではないかということを心配している人がいっぱいいるので、ですから両方絡めながら、関連して、それでやはりどこかの機会で説明しないと不安がっていますので、その辺どうお考えか。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 最後の借り上げと公営住宅の関連につきましては、説明は必ず必要だと思っています。ただ、今のところ決まっていない中での説明ということになりますので、そこはしっかりと説明はしていきたいと思っております。

それから、富岡町民のその優先順位というところでございますが、まだ決まってございません。ただ、ひとり暮らしの老人とか、仮設住宅になるか、その辺も現在県といろいろと今詰めに入ろうとしてございます。ただ、老人だけの住宅になるとまたこれも大変なことになりますので、その辺のことも踏まえて検討するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 大体はわかったのですけれども、ただ優先順位に関しては、県と交渉するからには町としての腹案というものがあってやっているわけでしょう。確かに町民にお知らせするのは、もうその優先順位をお知らせするのは本当は早く聞きたいのですけれども、聞きたい人がいるわけですけれども、それはではもうちょっと待ったとしても、県と調整しているということは、ですから町のスタンスはどうなのと。町の考えなくて調整もなくそもないでしょう。いかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） ただいまの件ですが、現在職員の検討会を一回始めました。これからもちょっとといろいろ協議会等も含めましてその辺は進めていきたいと思います。ただ、ここでどこが優先というのはまだ決まっておりません。できるだけ早いうちにその辺は検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 現在のその復興県営住宅は計画されたのが4階、5階建てということで、これはもう恐らく相当調整が進んでいると思うのですが、アンケート調査によると、この町民のアンケート調査何回かやっておりますよね、それによると恐らく一戸建て住宅を望んでいる町民が多いと思うのですが、その辺の要望というのは、現在24年度の補正予算で500戸分ということなのですが、今後において、25年度とか何かになったときに新たにこの計画する場合には、その辺の町民の要望というのは入るのかどうか、入れられるのかどうか。敷地の関係はあると思うのですが、その辺の件につ

いて伺いたいと。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） その辺につきましては、前回のアンケートにもやはり一戸建てが欲しいと、富岡にいるときにほとんどの方が一戸建てというところで、県のほうには一戸建ての要望はしてございます。ただ、今回はモデル建設ということもありましてありませんが、今後町としてはやはり一戸建ては要望していきます。ただ、やはり受け入れ市町村のほうの問題、それから用地の問題等もありまして、その辺については今後の課題として県のほうにも投げかけておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） その点は町民、住民説明会においてその辺のことは議論されてきていると思うのです。質問事項として来ていると思うのですから、ぜひお願ひしたいと思います。

それから、4階が……現在調整中と、全てが調整中なのですが、現在の計画されている500戸に対してですね、この24年度はもう1月の後半に来まして2月、3月しかないのです。それで、造成まで行って、もう本来なら建設まで入っていなければならぬ時期なのです。25年度の当初より入居というふうに書かれているのですが、その辺のことはどの辺まで進んでいるのか。今現在調整中、調整中という返答なのですが、その辺に関してもっと詳しくお願ひしたいと。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 大変申しわけございません。資料には県からいただいたところで調整中となってございますが、各地区全て地域の住民説明会は開催しております。ある程度了解を得ているというところで、調整中というのは設計とかその辺も踏まえた形での調整中ということでご理解をいただきたいと思います。ただ、一部用地が了解を得たものの価格の問題で若干調整しなければいけないというところはあるということを聞いてございますが、全て用地については進んでいるということでございます。これから若干設計には入っていると思います。ただ、町のほうにはまだ提示ございません。でき次第町のほうと検討したいということで県のほうからは伺っていますので、その時点で再度検討していくということでございます。できる限り25年度にはもう施工し、26年度にはもう入居させたいということで現在進めているということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） ということは、今回の補正、9月の24年度の補正予算で500戸ということなのですが、そのほかに対しての、恐らく今後25年度当初予算から予算化されて計画されると思うのですが、やはりこの26年度中にはある程度の戸数というのは確保されるのかどうか。それとも、やはり先ほど言わわれたように借り上げ住宅が変わらぬのかどうか。その辺の状況というのは全然聞かれていないのかどうか。その辺お答え願いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 公営住宅につきまして、25年度の予算については県のほうからは今のところまだ調整中ということで、提示はございません。26年度で借り上げ住宅も終わるというようなところでの話も県にも上げ、国にも上げておりますので。ただ、そこについてはまだ回答ございません。期間が伸びるというのは、1年1年、救助法についても1年ごとという形がありますので、今のところその回答はございません。ただ、町としましてもできる限り継続という形では今要望しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番委員。

○9番（渡辺三男君） 今の災害公営住宅なのですが、これは順を追ってつくっていくのだと思うのですが、当初県内に500戸、500戸は26年度から入居可能に努力するということなのでしょうけれども、26年度から入居可能になるのは最大努力しても500戸しか可能にならないのですね。そうすると、避難世帯何軒いるかということで、本来であれば今の課長の答弁からあったように災害住宅、仮設の災害住宅、それは1年1年の延長なのですけれども、25年まではもう延長して入れますよってなっていますよね。そういうものだって、この災害公営住宅と照らし合わせれば何年も入っていてもらわなくてはならないかわかっているわけです。何でそういうものを早く国は打ち出してくれないのですか。町民は、そういうことをうんと不安がっているのです。それで、この災害公営住宅だって、町民大半はただで入れると思っているのですよ。これだけで入れるのですか。その辺をきちっと早くうたわないと、町民の行く先が迷ってしまうのです。ただで入れるのだったら、誰だってここに入れるまで我慢して待ったほうがいいし、ただで入れないで民間の住宅より1割か2割安く入れるのだとすれば、もう自分で何とか方法を考えてしまったほうがいいという人がいっぱいいるわけです。だから、遅いのです、出してくるのが。こういうのを見ればもう一目瞭然でわかるでしょう。もう仮設には何年入っていなくてはならないか、借り上げには何年入っていなくてはならないか。そういうことをきちっとたってもらわないと、戸惑うのは町民だけなのです。だから、その辺をきちっと、この建物ばかり詰めていくのではなくて、せめて向こう5年くらいの政策をきちっと打ち出してもらわないとどうにもならないですよ、これ。こんなもの500戸ばかりつくってもらったってどうにもならないでしょう、これ。この500戸の中のいわき市が250戸ですよね。250戸つくって富岡町民何世帯ぐらい入れる可能性ありますか。私は、恐らくないと思っているのです。これは、いわきの人間がみんな入ってしまうと思うのです。だから、その辺はどうなっているのですか。富岡とか檜葉、広野ですか、その辺で100とか150戸もらわれるのですか。そういう調整はどうなっているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 委員さんのおっしゃることは、もう私たちも常にそれは言っているところでございます。今回いわきの250戸に関しましては、いわき市民は入りません。あくまでもいわ

き市はいわき市で公営住宅をつくるということで、現在も190戸でしたか、計画していますから、今回は双葉郡の避難町村のほうで入居するということで私たちは聞いてございます。ですから、今後足りないというのももう重々わかっておりますし、今後5年間の政策という形もはっきりとそこは打ち出していかないと町民のほうには理解はしてもらえないだろうとは思っています。ただ、国、県との調整のほうがなかなかできない、それからいわき市につきましてはやはりいわき市の市民感情もありまして、受け入れ先側との調整がかなり厳しい状況もありますので、国と県と連携しながらその辺は進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 今ほど渡辺委員のご指摘、全く私も同じことを国にそういうふうに言っています。はっきりしないのですよ。これ500戸、25年度から4,500戸、これが臨時計画の中で5,000戸つくるわけです。5,000戸のロードマップが出てこない。だから、26年度、27年度何戸、何戸というのも全然出てこない。総額の予算が5,000億円出ている。だけれども、そういう方向性が全然出していないのです。これは、我々8カ町村の町村会でも厳しく要望活動しています。今のおっしゃる借り上げ住宅の問題、応急仮設住宅の問題、このバランスが全然わからないのではないですか。その借り上げのいわゆる無料化はいつまで担保するのか。これも出ていないのです。毎回重点要望の中に入れています。それから、個別にこの間も石原環境大臣、それから復興の副大臣等々にも同じ要望を詳しく内容を説明して町独自で要望しています。それでも答えが出てこない。いわゆる前政権の責任もあるかわからないけれども、新政権についても今はその件については全くコメントがないのです。これは、国、県のせいにしているわけでなくて、これはまさに政府が災害救助法の中で1年ごとに延長してやっているけれども、まさに蛇の生殺しです。しっかりとこれを何年まではしっかり担保する、それ以降について、災害工事とかって家賃を徴収するという話が出ているわけです。そんなことはあり得ないでしょう、我々としては。だから、それはどういう形で負担するのか。東電の賠償のほうに補填するのか。この辺についても、我々のほうではそれを確認しながら提案もしています。それが全く出てこないです、今までのやりとりの中で。ですから、その辺の努力だけは認めてくださいよ。同じ、今のご指摘のほうは。全く我々も今まで一生懸命汗を流してきたつもりです。これから新政権に期待するところでありますて、ぜひ答えをはっきりと出させていただいて、そして町民に安堵感を示すようにしたいということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） はい、わかりました。全く町民の不安とするところはその辺なのです。延長してくれるだろう、入れるだろう、全く今の答弁で返ってくるとおり町民もだろう、だろうしかわからないのです。だから、その辺を、先を見ればちゃんともう読めるわけですから、こういうことが、読めた答えはきっちりやっぱり国からいただかないと、我々議会側もきっちり今から議長を筆頭にし

てやっぱり要望でも何でもして、きっちと答えもらわなかつたら一歩も下がらないくらいのもう根性でやっていくしかないのかなと思いますので、ぜひその辺よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 先ほどから何かアンケートの話が何回も出てきていて、具体的な数字が出てこないのですけれども、少なくとも富岡町のアンケートは12月の中旬というか、下旬ぐらいに締め切りがなっていると思うのですけれども、ほかの町の状況は別として、富岡町のほうのアンケートの状況でこの災害公営住宅に住みたいという人と、マンションタイプ、一戸建てタイプいろいろあったと思うのですけれども、先ほど7番委員さんのはうからもあったのですけれども、その辺で、きっちとまとまったものではなくても、もう締め切りから1カ月以上たっていると思うので、その辺の概要をちょっとお知らせください。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） アンケートについては、12月末まで延ばしてございます。現在57.7%の回答率ということは聞いておりますが、内容についてはまだ来てございません。今月中には出てくるということでございますので、概要ですね、概要的なものですので、まだはっきりとしたものは届いていません。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） なるべく早く出していただいて、今の9番委員さんのとも関連するのですけれども、何か大熊町では災害公営住宅に住むに当たってこのぐらいの料金がかかりますよというのをもうアンケートを出した、住民に来ていると言って、はっきり言って家賃に7万円も8万円も払うのだったら入るよりはつくったほうがいいかというふうに、当然ですよね、普通のときもみんなそういうふうにして家賃と自分の収入とを考えて一戸建てをつくるかつくらないかを考えていくわけで、それがもう差し迫っているような状態になっているということで、富岡ではそういうふうにして検討しているからといって料金出さないでいるけれども、現に大熊ではそうやってもうそういうふうに料金を出しているアンケートを出しているので、そんなのはもうすぐ知れ渡っているわけです、金額が。そういう連携というのではないですけれども、そういうことがどんどん町民のほうは自分が今どうしたいかということを考えているわけで、どんどん、どんどんそういうことが起きてきているので、そういうところはやっぱりもう早くしてほしいと。

あと、これ戸数で住民の人が心配しているのは、何部屋ぐらいあるのだと。さっきエレベーターの話もあったのですけれども、大体何部屋ぐらいのところがあるのだと。それで、何部屋あって、家賃が幾らで、だったらやっぱりそこに住もうと、やっぱり住むまいかと、そういう具体的なことが出てくると、アンケートの概要を出したころにはもうアンケートの内容と変わってしまうような状況にな

っててしまいかねないので、その辺の情報をもうちょっときっちと出してほしいというふうに思います。特に料金の件に関しては、今大熊で出ているということは富岡にも話があるのでしょうから、大体どんなような状態になっているのか、あと部屋数どのぐらいなのかちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 料金につきましては、本当にまだ何の提示もございません。12月にやったアンケートには低廉な価格という形では入れさせていただきましたが、それ以外のことは今現在出てきておりません。

それから、部屋につきましては、基本的に県営住宅ということで2LDK、それから3LDKを考えているというところでございます。町としましての要望は、もう3LDK以上にしてくれということできちっと要望はしていますが、現在設計に入ってからの検討ということで回答を得てございます。できる限り3LDKという形では進めていきたいと思っております。ただ、ひとり暮らし、二人暮らしといいますか、のところで2LDKという話もございますので、その辺は募集の仕方も踏まえた形で検討していきたいというふうに思ってございます。ただ、大熊町に関しては、多分、私も済みません、情報不足でそこはわかってございません。料金もどのくらいかというのはわかってございませんが、区域の見直しが終わっていますので、ある程度大熊については進んでいるのかなと。賠償も含めて今後どういうふうになるか、その辺は十分検討しながら進めていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 済みません。大熊の件に関しては、税理士さんがちょうど大熊で、税理士さんところに行ったらそういうアンケートが来たよということで、これだったら公営住宅に入るよりもうちつくってしまったほうがいいかななんていう話があったので、そんな話だったのです。多分そういう同じような、当然県営住宅なので、そういうことは出てくると思うので、お願いしたいなと思います。

それから、設計が始まらないとわからないって言っていることは、ただ普通公共の設計は実施設計を発注するのであって、基本設計は大体町でも同じだと思うのです。まるっきり部屋数も何にもないところで、はい、設計お願いしますということはないと思うのです。そしたらやっぱり町民の意向とか、町民がどういうところを望んでいるのかということを県営住宅である以上は県の担当者ときちつとそういうところお願いしなかったら、逆に設計発注になってからではもう何もできなくなってしまうというふうになってしまふと思うのです。なので、どういうふうな、基本計画で富岡町は災害公営住宅を要求しているのかということを、ただ住民の意向も聞かなければいけないだろうし、そういうことを次々やってくれば、今回はモデル事業なのであれですけれども、モデル以外のものを立てていくときにそういうことをしていかないといけない。では、そういう住民の意向はどこでどういうふうにとっているのですかという話なのです。だから、そこをもうちょっときっちとやっていただかないと、決まってからだったらもう変更はきかないですよ、設計は。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 県営につきましては、基本設計は今までの県営住宅の設計を基本としているということがございます。ただ、今回に関しては一体化された部屋の構造ではなくて、ある程度希望に沿った形、スケルトン・インフィルという形ですか、自由に壁が移せるとか、中を家具で仕分け、仕分けといいますか、分けることができるとか、そういうある程度柔軟性を持ったつくりにするということでは聞いてございます。ですから、今後その2LDK、3LDKの内容について、基本的なものは決まっていますが、中身、内壁とかはこれからだということで、町と協議していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 災害公営住宅500戸、今仮設住宅とか借り上げ住宅とか、その500戸の次に5,000戸まで何年かかるのだからわからない。土地も今探しているところだ。そうなっていくと、その仮設住宅だって耐用年数の問題もあるし、余り悠長なことを言つていられる状態でないので、できれば自分で、例えば借り上げ住宅とか仮設に入って自分で土地を探したと、土地を探してここに私うち建てるから、福島県産の材料を使うから、県は少し補助とか、結局自立て立ち上がる人は面倒見ないよと、災害公営住宅に住みたいという人は面倒見るよではなくて、自立て立ち上がる人にも財政的な補助、そういうのを県で考えているかどうか。結局今町とか県のやっていることをずっと待って順番待ちしていたらば、5年先に入れるか、10年先には入るかわからないよ。土地だって、いわき市は自分のいいところみんな押さえてしまって、それで双葉郡なんか山のほうだったり、ここでどうやって病院に通うのだという問題もあるし、それだってゴルフ場あたりにみんなまとめて住めとか何かおかしいことを考えている人もいるし。そういうことを考えた場合に、やはりもう自力で家を建てる人は町から見ればそれだけ面倒見なければならない人が減っていくわけだから、少し援助があってもいいと思うのだけれども、その辺課長、どういうふうに考えます。

○委員長（渡辺英博君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） この件に関しましては、遠藤議員のほうからいろいろアドバイスは受けてございます。ただ、今のところ県のほうに対して今後検討していただくような形にはなるかと思います。ただ、今後町づくりを考えていったときにどうなのかというのも踏まえて、これからいろいろな形で、協議会等もつくりますので、そこでいろいろと検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

続きまして、付議事件3、賠償の請求時期に関する進捗状況についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

課長、お願いします。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、私のほうから賠償の時期に関する状況、今現在の状況について概要を説明したいと思います。

資料8になります。A4判のほうでは今ちょうど決まっていない、もう精神的賠償、その他身体的賠償、請求がまだ始まっていないものについては不動産賠償と家財賠償なめですから、とりあえずその中の不動産賠償が今度の区域再編によって賠償が始まるという時期に来ていますので、現在の状況、これから流れについてちょっと簡単にご説明したいと思います。まず、表の中の今現在やっている状況なのですが、町のほうで今現在税務のほうで固定資産税の評価、その情報を所有者、町民のほうに送る準備をしております。今週末から来週にかけて発送できるということで今現在作業をしています。それの中には一応2枚情報を入れて、一方は個人で所有、もう一方はいずれ後日東京電力のほうからこういう情報に関して資料を下さいと、これによって前に8月に示された課税評価に関する賠償額、標準単価に対する賠償額、そういうものを計算して送るので、ぜひ資料を送ってくださいという、そういう通知を税情報を使った後に東京電力のほうで送るという段取りになっております。それらを送って、それらをもとに東京電力のほうが税情報を受領しますと、今度区域の区分、これちょっと四角になって区域区分に基づく賠償割合決定、これ区域の見直しが公示された後番地ごとに、もうこれが一応今後のやりとりですけれども、6分の6、6分の5という区分を確定してから、その情報をもとに東京電力で税情報による場合の賠償額、それとあと標準建築単価、それとあと家財、それらの情報を一応この形になりますよという、そういう賠償金を算定し、請求書とともに送るという段取りになっています。町民のほうは、それらをもとに、これでいいですよという場合はその請求書の中に承諾しますよというその旨の通知とともに送ると、その3週間程度の作業の後に賠償額が支払われるという段取りになっています。

これをちょっと概略的に大きくどの辺のなっている、その次のA3判の資料をお願いしたいと思います。これについては全部過去にさかのぼってどういうのが決まっている、決まっていないのをちょっと含めて簡単にご説明したいと思います。一応個人賠償という形、これが基本になって、その他の事業者とかのほうもこれに準じてなるということですので、一応個人賠償を中心にご説明したいと思います。まず1つ、個人の精神的賠償、これちょっと青い表記でなっています。これについては、もう既に今6回目の、3カ月ごとの場合は6回目やっています。8月にその辺の賠償の簡単な基準が示されて、一括請求ができるというのが10月になってからですので、包括請求で1年分請求された方は5月まで請求されて、もう既に支払いになっております。この後区域再編がなって決定すれば、包括請求の方については承諾書の中で今、今後区域が見直しになれば請求しますよということで承諾書を提出していますので、通帳の個人の振り込み口座、本人に間違いないですかなんていう、そういう通

知を区域再編後に送ってそのまま支払うという形の段取りになっているという形になっています。

〔4番（渡辺光夫君）退席〕

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君）　これについては、区域の見直し、帰還困難区域は今現在示されている6分の6、その他は6分の5ということで1年分の差は出てくるということですが、それに応じて支払う準備を進めるということで聞いております。ただ、この中で、ちょっとうちのほうも精神的賠償についてはこの賠償額の10万円の中に生活費の増額というのがあるということで、これがちょっと割合が示されていないということで、これは引き続き精神的賠償の引き上げ要求は継続で今現在行っている段階であります。また、身体的損害については、これご存じのとおり3ヶ月ごとの診断書を添付し直しして3ヶ月請求と。これは、今後も続けていくということの段取りとなっております。

〔4番（渡辺光夫君）復席〕

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（三瓶保重君）　次に、その2段目の個人賠償の就労不能損害、これについても同時期に同じような形で今まで3ヶ月ごと。これも10月のほうに合わせて26年の2月、これ一般の通常の会社員等の分で、21ヶ月分という話でやっている方については包括請求でその分の分まで一括請求がされて、既にこの方についても一部もう支払いをやっております。ただ、これについては、前にもお話ししたとおりまずこの地区、富岡町今後5年間帰還ができないということでしたので、これも継続でこの損害の継続、賠償の継続を今も要求しているところでございます。

次に、財物の一部賠償、これ3段目になります。これ現在今財物の一部賠償は放置した基準値を超える自動車、または機能がもう失われているものについては、これ2月から開始になってある程度支払いが進んでおります。財物賠償なのですが、これがちょっと実はこのスケジュールそのものは東京電力、国等のことで要求したのですが、実はこれは向こうから正式な協議をしてというものではありません。その話の中で、最短的にはこれくらいになるだろうということで町のほうで取りまとめたものでございます。一応8月のほうに財物賠償の基準の考え方方が公表されたのですが、実はその中で家財の賠償基準、家屋、宅地の賠償基準が示されているのですが、実は詳細についてまだ協議といいますか、完全に示されてはいません。それがちょっと一番下の赤い枠の協議事項等ということでやっている。まず、未登記建物の賠償者の認定。富岡町は少ないので、ほかの村等についてだと結構登記していないのが多いということで、その建物の所有者誰を認定するのというその簡易な方法、何かこういう形でできないかというのがまだ詳細には詰められておりません。その他不動産個別評価の手法ということで、先ほども説明したのですが、1点は税務の評価、それと2点目が標準建築単価、3点目がその個別でありますよということで、何か一部新聞等にもちょっと先にフライングで出たのもあるのですが、その辺のをどういう形でするかというのが実はまだ完全に、こういう場合はこういう形で、相続の場合はここまで処理を省くとか、こういうのはもう認定しますとか、そういうのがまだ実は細かいところまでは示されていません。それともう一つ、あと海岸の津波地区の賠償基準という

ことで、これちょっと家財についてです。といいますのは、8町村のほうで要求しているのは、津波だけだと、もし放射線の関係なければその後すぐ行って家財とかある程度は持ち出せるだろうと、そういう割合が示されていないということなので、ある程度のそれは補償すべきでないかということで、その辺の割合とかいろいろな話を今やっているのですが、まだ結論には至っていない段階であります。それとあと、もう一つで家財の個別評価。家財は、前の評価では人数の構成で一応幾らということで示されたのですが、結構かなり高額なものも所有されているということで、その辺の超えている場合の評価方法、積み上げ方法どうするのということで結論が今示されている分については各個人のほうにかなり負担が多いということで、その辺の簡易化と、もう少し簡単にできないかということで、的確な評価方法ってどういう形にするのというのがまだ完全には詰められていません。その他、あと農地と山林等についてもまだ示されていないということで、この辺のが完全にならないと、一応これが3月までにもう解決するよということで実はこの工程表は我々つくっています。それが3月までになれば、一応今先ほど言ったように固定資産税の評価が今月か来月の初めに送って、早い人で区域再編になれば財物請求の書類が4月に送られて、それに承諾すれば5月、6月にはできるだろうということなのですが、その他の賠償金額、それではちょっとおかしいという形については、その個別の評価方法のほうでどういう形で具体的にやるというのまだ示されていませんので、かなりこれからおくれると。どういう形にどのくらいの時間がかかるというのもまだ提示されていないものですから、それらに関しては実はちょっとかなり何ヵ月おくれるかというのはまだよくわからっていないという、示されていないという状況の中で一応こんな形になります。ですから、あくまでこれは区域再編が4月に始まったとして、早くてもその自分の土地の所有で税務評価とか何かでは了解したよというようになると約7月か8月には早い人で補償がされるという現在の状況です。

以上、今現在の状況ではこちらになります。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） ただいま説明が終わりましたけれども、2時半まで休議します。

休 議 (午後 2時20分)

再 開 (午後 2時30分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

産業振興課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

10番委員。

○10番（塙野芳美君） 何かあっちもこっちもわからない、わからないで、その実態もわかるのですけれども、なかなか東電も国もはっきりしないということで、わかるのですけれども、それでも我々町民は困ってしまうので、何点か確認したいのですけれども、その建物及び宅地、この未登記のもの、これも町のほうでそれ証明書出すわけですから、それで早くはっきりしてほしいなど。というのは、以前の話ですともう早いうちに、もう1月の末から2月にかけて、町のほうの書類ではなくて請

求書が、もう区域再編なされたところでは請求書そのものを送るよという予定だったはずなのもおくれているわけですよね。今の先ほどの説明だと、さらにこれ何かおくれそうな感じなのですけれども、その大前提となる、これ課長に聞けばいいのか、町長に聞けばいいのかわからないのだけれども、以前富岡町は年内の区域再編と言っていましたよね。きょうの先ほどの町長の話では「年度内の再編」と言いましたよね。課長が配った資料だと、今度4月区域再編。どこを本当に、根本的なものが3つも話があるとどれが本当なのだからわからなくなるのですけれども、そういうことでその2点をとりあえず確認したいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 誰が答えます。

産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 浄みません。区域再編の資料については、一応3月下旬ということで目標がなっていますが、ちょっとある程度説明として区切りでいくと4月であつたらこのくらいになるということをちょっとあくまで……ちょっとこの資料のつくり方も申しわけございません。一応4月になっているとこのくらいになりますよというある程度の目安でございます。済みません、この点でご理解お願いしたいと思います。

それとあと、税務の今の評価、その未登記のやつだとどの辺までということになると、ある程度今ちょっと概略示すと未登記でも同じ土地で税金、建物が未登記、同じ人が払っていればそれはそのまま支払いましょうなんていう方向では今現在進んでおりますが、まだその他の借地でとかいろんなことが今のままですと個別対応という形になると、それぞれによって対応がある程度違うということで、町の我々担当課としてはある程度一定の基準で同じような形のやつをより多く引き出すことが重要ということで、今その辺で調整をとっているということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 確かに未登記の中にも2つの種類ありますと、課税台帳に載っているものとそれにも載っていないものと、それが何かおくれるというような、ちゃんと登記してあるものと比べて何かおくれるというようなうわさもあるのですけれども、その辺はいかがかということと、それからもっと簡単に聞きますけれども、区域再編は、ですからさっき町長が言ったように年度内ということでおろしいですね。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 冒頭の挨拶でも申し上げましたが、夏の8月ころは私は年内の区域再編を目指に押しておきました。ところが、場所の問題が政府が難色を示しているということで、1カ月半か2カ月が結局停滞しましたね、この分がずれ込んだということでございまして、区域の再編の素案は年内には一応方向づけはしましたものの、その分ずれ込んで、いわゆる政府決定までには、今回住民説明会は2月20日で終わりますが、その後速やかにあと議会にも相談をして、それからその次に政府

の決定を待つということありますから、早ければ3月10日あるいは中旬、少なくとも中旬ぐらいまでは目標を置きたいと、遅くても、そういう考え方でございますので。おくれた理由は、その秋のそういう状況があったということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 済みません。それとあと、先ほどのその税務にも載っていないという形は、今現在現地のほうで確認するという方向ではいっていますが、その順番とか、どういう形でいつ入るということがまだ示されていないものですから、かなりおくれるという程度のちょっと情報しか出てこないというのが現……実はこの情報もこれが大体いついついう形でなるのかという資料の提出は要求していますが、まだ出てこないという状況の中で、現在我々が推定できる、このくらいの時期には何とかなるだろうというある程度の目安でございますので、これが国、東電からの調整をとったものではないということだけはご理解ください。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） それは、ですから登記も未登記で、なおかつ課税台帳にも載っていないのがおくれるというのは、それは常識的に考えたらわかるのですけれども、課税台帳に載っているけれども、未登記というのもおくれるという意味かどうか確認。

それから、町長、別に私にその最初の年内おくれた云々は、それ事情は我々もわかっていますからあれなのですけれども、言いたかったの3つがあるから、だから。年内、年度内、そして今度ここには書いたもので4月を目標と、目標とかめどと言わわれては本当は困のですけれども、4月なんて言葉が出てくるから、だから町長がさっき言った年度内でいいのですねという、その2点の確認なのです。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） その他の課税のほうの状態でどうなるかということなのですが、これについてはやはりちょっと若干おくれる、普通の通常の形よりも、評価載っていてもその他に相続があればさらにおくれるというのは当然わかるのですが、一応今の目安としては土地が課税評価に載っていて、土地の所有者と同じであればとりあえず早期に普通のと一緒にのほうに出す方向では今動いている段階であります。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） そういう話が東電との事務方の打ち合わせの中で出ているかどうかわからないのですけれども、相続だったら意外と簡単なのです。ただ、今は司法書士とか何か仕事めちゃ混んでいて難しい。そっちはありますけれども、相続ではない、本来自分のものなのだけれども、たまたま登記していないというものを今さら、では登記するかという場合にはどうなるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 実はその中に問題がなっていまして、登記するには時間がかかるて無理なので、簡易的な方法で確認できればそれで補償を出してくださいと。その方法について、今こんな形ならどうですかということの提案を国、東電のほうから今ちょっと提示待ちの状態ではあります。ですから、なるべくもうそこにあって簡単な絵ではかって面積がわかるれば標準単価出したり、そういう形でもう認めると、そういうことで認めてねという話で何とか早く出せないかという協議を今現在やっている段階です。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塚野芳美君） 今直接これ関係ないけれども、これ個人のだから、個人事業主って早い話が個人と似たようなものなのですけれども、個人事業主の場合の今回償却資産の請求の書類は12月の後半にもらっているのですよね。ほとんどの人は。ところが、これがめちゃくちゃ難しくて、それをだから東電も気づいたのでしょう。改めて予約制の説明会やりますけれども、あんな面倒くさいというか、解説が難しいものをつくられたって町民はわかりませんから、この個人の財産の賠償の部分もわかりやすいものを準備するように話をまとめてほしいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 実はそれは前々から我々もかなり、文章の中にはどちらともとれる内容がかなり多いということで、我々もそれははっきりしてくださいねと、我々はいいほうにとるよという話をして改善要求は今でもしております。今回についても、かなりあやふやな面の表現といいますか、そのわからない面をどうするのだということ、もう少し細かくしてということで今調整をとっているというのが段階です。一応そういう場合、今後も継続して要求していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

7番委員。

○7番（黒沢英男君） 1点は、先般浪江町が個人賠償で、これ精神的損害額の引き上げ要求ということで、今先ほど説明あった、要求はしていますと言いますが、町として浪江町みたいにこの引き上げの交渉というか、ある大学と連携しながらこの引き上げを要求するというような方法は考えられないのかどうか。

それから、もう一点、先ほど説明あった未登記建物の賠償認定とか不動産個別評価手法、課題の個別評価手法なのですが、もう大熊町では賠償が始まっているわけなのです。個人的賠償がもう合意している人も中にはいますし、金ももらってる人もおりますし、賠償額をですね、そういうことが、こういうことは全部クリアしていると思うのです、大熊町では、その辺の情報というのは得ているのか、

得ていないのか。その2点お伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） まず、第1点の浪江町の35万円ということで、我々も新聞報道等を見てちょっと確認はしました。浪江町の方法としては、毎月10万円をもらひながら35万円までの要求をするという、ちょっと都合がいいようなお話なのですが、ちょっと東京電力、その他国等、うちのほうの顧問弁護士等に確認すると通常はちょっとそれは考えられないとそういうことで請求すれば、現在の10万円をストップして、それで改めて35万円という請求が通常の形になるだろうということで、そこまでの負担を町民に強いいるのかというのが1点。それとあと、先ほどの大熊等のもあったのですが、実はこれらの賠償については個人で紛争センター等でやっているということなものですから、実はそこについては個人情報なので、我々には一切情報は取得できません。ある程度報道になったものだけをちょっとかいづまんでいく、その辺の情報、それなりをつかんでいるだけの情報なので、なかなかちょっとその辺が難しいと。ですから、大熊町も一緒に今8町村合わせてやっていますので、同じ土俵に立って、同じ登記、未登記、いろんな問題について各町一緒になってやっているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 先ほどの浪江町の精神的賠償額の要求ということで、これは説明聞いてわかるのですが、富岡町はどういう引き上げ要求を、先ほどやっていますということを言っていますよねどの程度まで引き上げ要求をしているのか。全然ただ口で言っているだけなのか。その辺の内容説明願いたいと。

○委員長（渡辺英博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） ちょっと我々についてはその数字の根拠になる部分、といいますのは1つ今10万円というのがその精神的賠償と生活費の上昇分ということの割合が出ていないと。まず1点。これについては、割合を表示してくださいと言ってもなかなかこれはずっと、今までもう1年前からその辺の話はしているのですが、提示がないということで、まず精神的賠償のその単価が1日4,200円の交通等のから来ているということで、それ1ヶ月にすると12万円とちょっとになるので、最低でも10万円はおかしいでしょうと、12万円程度で、あと生活費の控除それは差引いてね、それはそれで別途請求のが当たり前ですよという形で、それを文書等でやっているのが今現状でございます。ただ、浪江町さんのようにその辺の請求をしますと、実は他町のほうも個別で月数十万円の請求しても、実は紛争センターそのままずっと継続審議ということで一切まだ支払われていないということで生活に困ったという苦情も、そういう話も聞いているので、そこまで町は巻き込むべきなのかとなるとなかなかちょっとそこには踏み切れないというのが現状ですので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 7番委員。

○7番（黒沢英男君） 大体わかりましたが、やはりこの引き上げ要求、生活費の上昇分ということで、最低でも10万円ではやはり納得していない人がもう現実に、もう住民説明会においてもいろんな面においても、一番は東京電力の対応が遅いとか迅速さがないとか、国のスピード感がないとかいうことになっていますが、この辺のことともう少し煮詰めてぴしっと要求できるようにしていただかなないと納得できないのかなという、私なりに感じておりますが。

それと、もう一つ。この精神的損害が29年5月までとなっておりますが、あくまでも帰還困難区域において、これは居住制限も全て同じなのですが、これは帰還しても生活が戻るまでの間はやはり賠償していただくという方針をとらないと、そっちのほうが私は優先というか、もう一番の問題なのかなというふうに思うのですが。やはり帰っても生活が成り立たないと思うのです。帰還してもまだライフラインの、ある程度のライフゲインは整備されるでしょうけれども、いろんな問題がまだ積み重なっていると思いますが、その辺に関して町長のちょっと答弁願いたいと思う。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 浪江町の35万円の件については、私も十分承知しております。

それで、富岡町はどういう対応をしているのかということですが、これはこの間の環境大臣ほか復興副大臣、その他関連の副大臣、政務官等々には文書で要望書をお願いしました。その中身の11項目の中に、1つはこの見舞金、仮払金が先ほど100万円出たではないですか、これを見舞金で取り扱ってくれというのをこれ要望しています。

それから、あとは先ほどのおっしゃっているとおり生活資金の問題、これは今までの、前にも申し上げたと思うのですが、三宅島とか雲仙普賢岳とか、阪神・淡路震災とか、あるいはその他中越沖地震そうなのですけれども、国は今まで1日制とか、あるいは月に何ぼとか、基金を造成して、そこから貸付金で生還するまでに全部面倒見ているのです。今回もそのような要求は今まで町独自でやっていました。それは結果的に今もって出ていませんが、11項目の中には生活資金のこれから課題については要望をしております。今後も継続してこれ要望していきますが。

それから、この29年度での賠償、これで打ち切るのではないかということについて、これは当然もとに戻るまで継続して賠償は、これはもう担保してくださいということは今までの賠償紛争審査会の委員の中で私も申し上げましたが、郡山でやったのですけれども、そのほか継続してこの辺については要望していますので、ご理解賜りたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 町長に質問させてください。

区域再編の問題は、非公開で今まで何回か、3回、4回やってきました。それで、国のはうから6分の5とか6分の6とか、そういうお話をありまして、それで議会もそういう話はいいねということでお皆さん同意したということなのですけれども、ただこれ最終的には本部長決裁だと思うのです。国に

持ち帰って、総理大臣がオーケーですよとなって初めてかち取ったということになるのかなと思うのですが、以前一律賠償がだめになった経緯があるので、それで私も心配もあるので、そういった中で今回はそういうことはないとは思うのですが、はっきり確定と、総理大臣がこれでいいですよと言う前に、やはり町長個人的な新年会とか、例えばそういったマスコミのぶら下がりとか、かち取ったということになれば、後でそれがちょっと難しくなったということになれば前との二の舞になってしまいそうな気がするのですが、町長の考えをちょっと教えてください。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件については、二の舞は全くないと私は信じています。それは、新年になって熊谷審議官にもこれは大丈夫なのだろうな、政権かわっても変わらないのだろうなって申し上げたところ、「絶対これはもうあり得ないです」というふうにおっしゃっていました。それと、この間の会津若松市の住民説明会でも、ある町民のほうから6分の5の残りの6分の1については、これはどうなのだと、これについても「しっかりと国はもう確約する」というような答弁もいただきました。そういう中で、再度これからまた確認を重ねていきますけれども、あり得ないというふうに思っていますので、ひとつ信じてください。絶対あり得ないと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 1つは、町長ちょっとお願ひというか、私たちも国が来たときに真剣勝負で、やはり5年間は戻れないと、そういったことは細野さん来たときとかいっぱい国の担当者にもやっていますので、まして議員も東京まで行って要望活動もやってきています。町長も常々「町当局と議会が一体となった」と、そういう発言もしてもらっているので、これからもやはり住民説明会、できれば町長のプライベートの集まりなんかでももし言ってもらえるのであれば、議会も一体となって6分の5、6分の6をかち取ったと、そういう言葉を使ってください。確かに町長のその頑張りは私も認めますけれども、議会も一緒になったということは町長のほうも認めてください。お願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、全く今までの議会と一枚岩でやってきたわけですから、特に昨年の10月15日、全議員とともに関係大臣やら党の本部の幹部等々にもお願いしてきたその結果でありまして、まさにそれは議会と執行部との連携の中でこの結果が出たということで、常にどこの場所でもそれは私は報告していますので、ひとつご理解いただきたいと思います。これからも議会ともども常に諸問題は問題共有し、そして解決の道を開いていくという考え方には、これはいささかも変わりありません。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

これで付議事件3を終わります。

次に、付議事件4、インフラ整備の進め方についての件を議題といたします。

都市整備課長より説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 資料はありませんけれども、実際は皆さんに配付した避難指示区域の見直しについての住民説明会の9ページをごらんください。

ここに除染や復旧に向けたロードマップのイメージということで、まず区域見直しが調整して平成24年度に決定して立ち入り規制の緩和ということで入っていきます。それに基づいて除染、これについては準備制限区域、帰宅困難区域についてはモデル事業で実施していくというような形態になっております。災害復旧におきましては、昨年の11月26日全協のほうでご説明いたしました富岡町インフラ整備の復旧についての工程表のとおりになっております。富岡川南地区エリアについては、目標としては平成26年度、発災から4年目を目指すと。あくまでも最短の目標でございます。富岡川北西地区エリアについては、平成27年度の後半までを目指す。富岡川北東地区のエリアについては、平成27年度に完了を目指す。これは、あくまでも発災から5年間の間ということで、これも国から提示された最短の工程になっております。ここで変わっているのが除染で、本格的除染ということで、前から国のほうが提示していた除染について、平成25年度にその区域については完了させますということでございましたが、仮置き場、仮設の焼却施設等がまだ決定されていないということで、平成26年度に完了するというような工程となっております。上下水道については、今現在調査設計等を実施しておりますが、災害査定等を平成25年度から受けて、それから各戸実施していくということで、これも上下水道のものについても発災から5年。これもあくまでも最短でございます。それに基づいて検討していくのが町内の復興住宅ということで、これについては用地の確保とか意向調査とか、検討とか、そういうことを検討し、29年度以降に供用開始するというような案となっております。町内の復興状況についての実態把握の工程についてもここで表示をして、実際に解除判断する、帰町というふうに判断するのには、29年度以降の各課題の解決が済んだ段階で宣言するような工程表となっております。

インフラ整備については以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

11番委員。

○11番（三瓶一郎君） 富岡の町長が今度水企業団の理事長になったので、なおいいと思って私は述べさせてもらいたいと思うのですけれども、結局遠藤町長の頭の中には今の水企業団の職員は非常に優秀だということでお任せしてあるのだろうと、こう思うのですけれども、しかし私に言わせれば全く今の水企業団の職員は、30人近くいますけれども、全く素人の集まり。これでは、このまま任せたのでは富岡のインフラなんていうのはあと10年、水なんていうのは10年かかっても来ません。というのは、例えばここの職員の中に私が昔言ったことを覚えている方もいると思うけれども、結局水企業団の本線は山麓線走っているわけです。それで、富岡は川北、川南で北系統、南系に分けてい

るわけです。それで、南系はもう済んで、バルブあければもう水流れるばかりになっているのです。ところが、北系は、私はそのとき言ったのだ、上手岡の信号機のところに、あそこから小野富岡線を一直線にトラヤまで持ってこいと。私は、若いプロパーに再三指導したつもりだ。ところが、それを超えて、500メートルも北に行って、あの鶴小屋から500メートルぐらいまた南に下って、あそこに住宅二、三軒しかないのですよ、それでどうするのかと思ったら、また今度小野富岡線に戻ってきて。その2軒だけで5,000万円ぐらいかかっているのです。それで、私はいよいよ反省してその小野富岡線を、県ではあそこの歩道を舗装して5年以上たってからあそこは切ってもいいよと言っているにもかかわらず、今度それをやるのかと思ったらば、今度地蔵院のお寺の後ろを農道にパイプ入れているわけです。これみんな今までやったことはパア。お金にして7,000万円ぐらいパアですよ、これ。どうするのですか、これ。そして、これを今から設計組みかえて小野富岡線を反省して持ってくるのならば、3年、4年かかれば、5年ぐらいかかれば接続できると思うけれども、そういうような幼稚なことをやっていて、全く死んだようなお金を6,000万円、7,000万円使っているわけです。役場の職員がいかに優秀だかわからないけれども、私は日本で1力所しかない水道の学校に3年行って、それで大手で勉強してきたから、私は水道はプロ中のプロなのです。それをあなた方は耳をかさなかったと。それで、町長に私は、私は町長になんか物を言ったことないだけれども、私はよくよくこんな素人に任せておいたのでは富岡の水道なんていうのはいつになつたら仕上がるかわからないということですから、町長、あなた理事長なのだから、富岡の水道、今言ったように上手岡のローソンの前から小野富岡線を走らせれば、これ3年、4年で水は通ります。そうではなかつたらば、関ノ前の水源地、あれだってがたがたですからね。あれ直すにだつて何億円ってかかるのですから。だから、私は町長に言いたいのは、ぜひ……プロパーなんていつたってここ七、八年ですからね、水道。私は、47年間水道をやってきているのですよ。

○委員長（渡辺英博君） 済みません、11番さん。要点のみお願いします。

○11番（三瓶一郎君） そういうことで、町長、改める気あるかどうか伺いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず、水道企業団の企業長に昨年の5月にさせていただきました。ただ、水道企業団はようやく派遣出向から解かれて、本来の目的であるプロパー人員で今この復旧対応にかかわっております。水道は最優先です。我々の町のインフラ、ライフラインの優先はまず上水道。上水道の復旧をまず急がすように申し上げております。楓葉はもうほとんど99%まで復旧しました。ですから、こんな10年もかかりません。かけていたらもう町に帰れません。したがいまして、ここ1年くらいで何とか南側からライフラインを復旧していきたいというふうに指示しております。もう調査も入っていますし、各ブロックごとに通水試験をしながら、もうその部分についてのいわゆる復旧に努めるように指示しております。ただ、先ほど申されている北側の幹線の水路について、水道管についてはですね、いろいろ私わかりません、当時のことは、ただ確かにロスはあるかもしれませんけれ

ども、ただ既に布設した水路は当然それは生かさなければなりません。したがいまして、できるだけ早く北側もとにかく機能回復させると。これが原則です。ですから、上水道を機能させないと下水道が当然これは連動しませんので、できるだけ、1年よりももう一ヶ月も早く前倒しして復旧するよう指示しておりますので。今のプロパーの職員は優秀ですよ。それぞれの資格も積極的に取って、それなりの機動力もありますから、その辺は誤解しないでください。しっかりとこれから富岡町の水道行政が回復するように最大の努力をしていきたいと思っております。

○委員長（渡辺英博君） 11番委員。

○11番（三瓶一郎君） 町長の言う南系はバルブあければ水飲めますけれども、これは川南の人たちのための水道であって、川北、私が言ったとおりのことを完成したらば1年やそこらでなんかできっこないですよ、これ。なぜあそこ……あと3キロぐらいあるのですよ。3キロぐらいあって、毎年1,000メートルずつやったって3年かかるのですよ。いや、その辺は、町長頭に入れていていただきちっと、今役場職員いますけれども、この中に3人ぐらい優秀な、水道をよくわかっているのがいます。そういう人たちと相談してやってみてください。今のプロパーなんて私は全然問題にていませんから。ましてや1年でなんか北系なんか飲めませんから。その辺を、私名前は申し上げませんけれども、この中に3人いますよ、優秀なの。プロパーなんかよりもはるかに優秀なの3人います。こういう人と相談しながらぜひ富岡の北系は進めていただきたいと、こんなふうにお願いして終わります。答弁は結構です。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

そのほかございませんか。

2番委員。

○2番（遠藤一善君） 浄みません。去年の段階で下水処理場の何か割っていた何とかというのがあったのですけれども、下水処理場のその後の状況と今後の進め方ということ。

それから、インフラの整備には除染も必要なことになってくると思うのですけれども、ほかの町村で今問題になっているその除染の管理方法に対して、当然富岡も区域再編になればそれが進んでいくのだと思うのですけれども、それに対して富岡の町としてどういう管理体制をとるのか。

それと、インフラの整備に関しても、通常ですと町の職員が、技術の職員がいろいろやるわけですけれども、今の郡山にいる状況で、郡山から早くても1時間半、下手すると2時間、高速道路で行つても2時間かかるので、それ考えると2時間、2時間で4時間ということは勤務時間内に4時間しか仕事ができないと。樅葉の役場は今行けるわけですけれども、いわきから行ってもやっぱり樅葉の役場行くのに1時間以上かかっているのが現状の中で、これからどういうふうに進める方向でいるのかちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） まず、今の浄化センターの経緯が、下水道のですね、浄化センター

が今どういうような状況になっているかということでございますが、今被災状況を調査しながら、当面水処理の1系列を復旧させたいということで、電気機械、建築附帯及びそういうものの交換が必要になるものについての見積もりを今微取しております。

それと、公共下水道の汚水管ですが、管渠延長約60キロあるのですけれども、そのうちの約20%が被災されているというようなことで、今後それの復旧に当たっては実施設計等を実施しながら災害査定を受け、工事に入っていくというような経緯となっております。

また、マンホールポンプについては、今のところ被災状況をちょっとまだ見ていない状況もあります。というのは、そこの部分について機器等の配電盤とか、そういうものがあるものですから、電気会社とか一緒に立ち会って、果たしてポンプが動くかどうかというものを実際に通電しないと確認できないということで、区域再編後に現地に入ってその都度現地で確認するというような経緯となっております。蛇谷須浄化センターについても今除染等を実施してもらいまして、24年度の末まで機器点検調査を今調査をする予定でございます。あと、管渠延長についてもやはり20%程度被災を受けておりますので、これも同様に、でも距離的には短いために比較的短時間で復旧が可能かなというふうに今見積もっております。上手岡浄化センターについても除染等はしていただいて、やはり今年度末までに一度通電して見てもらって機器点検等を調査して、もし故障がしていなければその部分については稼働して、故障がしていればそこの部分の交換というようなことを実施しながら、供用開始に向けて実施していきたいということでございます。管渠についても、延長としては12キロあるのですけれども、やはり約20%程度は被災を受けているということでございます。小良ケ浜浄化センターについては、まだ現地には入っておりません。浄化センターの一部の中を見ただけで、それで終わっております。あと、管渠延長についても実際調査等はまだしておりませんので、今後調査を実施していく予定でございます。

それと、うちのほうで除染等の立ち会いとか現地においての現場の現場監督、また災害査定等の人員の配置の対応はどうするのかということで、来年度はまだうちのほうとしては今、通勤しながら今まで実際に現地に入っても4時間ぐらいしか見れなかった経緯がありまして、今後はいわきあたりに宿泊して、それなりの現地確認をしながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今2番委員からも話がありましたが、いわきからすると現状が非常に富岡に入る時間がかかり過ぎるということがあるようです。また、時間がなかなか読めないこともありますので、今できるだけ富岡に近いところ、それでちゃんと住めるところというと広野町が一番最短になるのですかね、そういう可能性があるかどうかということも含めて、あいているうちがあるかどうか、そういうことをちょっと打診しているような今状況でございます。できれば近くから通つて、しかもそこに行きっ放しということではなくて、職員もローテーションを組んでいきたいという

ふうなことも考えておりまして、そういう条件が整えば職員をローテーション組みながら、ある程度の長い時間仕事をして、また戻ってきて休むというようなことでこれからの対応を考えていきたいなというふうに現状では考えておるところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 今広野町に宿泊とかという話があったのですけれども、これもロードマップを見てもわかるように25、26、27、28ってもう、29まで線は引いてあるのであれなのですけれども、もう何年間もやっていかなければならない中で、郡山にいて富岡のことをしていくというのではなくて、もうこういう管理体制とか工事を進めるほうの人たちは根本的にいわきとか広野とか、そういうところに移っていくというか、もう一回仮設になるのだろうと思うのですけれども、そういう形で、宿泊施設もそんな仮の宿泊施設ではなくて、きちんと宿泊ができるところを確保して、急にはできないと思うのですよね。今ないという話が出ていましたが。泊まれないわけです。広野町のホテルというか、旅館は泊まるところがないので、本当に自前で探すしかないと思うのです。本当に長い年月のことを考えていったらきっとそういうことも考えていかなければいけないと思うし、それするのであればもう当初予算できちっと来年にそういうことを進めることをしていかなければいけないと思うのですけれども、その辺の基本的な流れとしては町長、どのようにお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 当然森林道からは恐らく本格除染、本格インフラ復旧を開始するのは夏場ころになると思うのですが、それまでには今ほど副町長が言った広野とかその近隣の線量の低いところに宿泊施設を確保するということが1つ。それから、あとはデスクワークの場所も必要だと思うのです。そのときについては、近いところ、例えば水道企業団のあいているところでもちょっと間借りするか。水道企業団も4月からはもう職員全部戻ります。そういうことも含めて、そういうことも考えてはいるのですが、役場でなんていうのは私も、出たけれども、ここまでまだ具体的に考えてはいません。ただ、役場の内部は、本格的に内部の天井とか何かの修理とか、あるいは除染もしなければなりません。そういう中で、並行しながら、現場にできるだけ近いところで確保しながら管理体制をしっかりと構築していきたいなど、こう思っております。

○委員長（渡辺英博君） 2番委員。

○2番（遠藤一善君） 今役場でなんていう話は出たのですけれども、やはりまだ周りの除染も終わっていない役場の中で、やっぱり行けば出入りするわけですから、当然そこで作業をするということを僕個人的にはそれはもう全然やっぱり反対なので、役場で町の職員が活動する、職務をするというのはちょっと考えられないと思うのですけれども、ぜひとも、間借りもいいのですけれども、間借りだとやっぱりいろいろ気を使ったりとか、そういうことをするので、もう長くなるのであればきちんと住めるところに施設と作業をするとそこに行く人の住まいというものを考えていくということをしていかないと先になかなか進めないとと思うのです。そこを、何度も何度も申しわけないので

すけれども、もう新たなそういう拠点をつくるという方向性を来年度きちっと考えていくという考えは町長のほうにはないのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 当然持っています。ただ、方法として今ご提言のようなことも考えられると思いますが、よく今から検討して具現化していきたいと思っています。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ質疑を終了いたします。

これで付議事件4を終わります。

次に、付議事件5、その他の件を議題といたします。

その他の件で委員の皆さんからございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） それでは、執行……副委員長。

○副委員長（安藤正純君） この冊子の15ページ、⑦、避難指示の解除。これ国のほうでは「町との十分な協議を踏まえて実施する」というふうに書いてありますけれども、何か最初はその解除の決定権が町長にあったような気がするのです。それが去年あたりからだんだんと町長の考えを聞くことは聞くけれども、最終的に決めるのはもう国であると、そういうふうな方向に来ているので、ぜひ町長には安全側に立ち返って、今原発の再稼働なんかは安全、規制庁は活断層の判断をするときもう疑問点があったら安全側に立ち返ると、それ安全の原則ですから、やはり帰還宣言、帰還宣言はやはり1とか20とかいっぱいありますけれども、町長はぶれないで1って言ってくれていますから、私たちは安心していますけれども、この帰還の時期の主導権は国ではなくて町ですよと、こここのところは強く国に対しての意思表示、これをしてもらいたいのです。飯館なんか見ていると、どうも最終的には国に押し切られて、村長の意見よりは国の意見が重用されそうな感じありますので、富岡においては町長が決めると、国ではないよと、そのところ強くお願ひしたいのですが、町長の考え方。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全く今副委員長の言っているとおりそういう考え方ですと今まで来ましたので、これはいささかも私の考え方へ変わりません。というのは、あくまでもやっぱり議会ともどもよく相談して、合意に達すればその時点で私の考え方を反映させていきたいということで、国には決して妥協する考えはありません。あくまでも主体性は町であると、これについてはひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

8番委員。

○8番（高橋 実君） 資料10の説明はないですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 執行部の皆さんからございませんか。

はい。

○生活支援課長（郡山泰明君） 皆さんのお手元に資料9というものが配付されているかと思います。「七巡回一時帰宅の日程」という資料が行っているかと思います。7巡回の一時帰宅の予定が、裏のカレンダーに書いてあるように2月の14日から3月24日まで実施される予定になっております。1月25日に7巡回の案内をしたところで、まだ皆さんのはうには届いていないか、届いたかというようなところだと思います。2月の1日から受け付け開始ということになります。2月、先ほど言いました14から3月の24まで、計16回で、3月の15日と17日はバスの実施ということになります。この表の中に毛薺とか浪江とかと、こう書いてありますが、これについてはスクリーニング場の会場ということになります。毛薺と書いてあるときは毛薺のはうから入ると。例えば毛薺と浪江とある場合には南の方部と北の方部のはうから立ち入りをするというような明記でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたけれども、皆さんのはうから何かご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、以……都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 資料10をごらんください。これは、富岡町における仮置き場、仮設処理施設に関する説明の開催についてということでございます。説明の位置づけについては、行政区長や住民からの要望を受けて、仮置き場及び仮設施設の候補地の住民に対して及び地権者に対して環境省が検討している計画について説明をしてくださいということがありまして、これについてのご意見を伺うものでございます。開催日は、平成25年2月の3日日曜日、10時から12時までがいわきで対応します。また、午後4時から6時まで、これについては郡山市で開催するという案内文でございます。対象については、小浜、仏浜、毛薺行政区の住民及びその区域の地権者ということでございます。説明事項については、富岡町における廃棄物仮置き場の仮設処理施設についてということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたけれども、そのほか皆さんから何かご意見ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ付議事件5……9番委員。

○9番（渡辺三男君） この資料ありますけれども、今の説明のとおりだと思うのですが、行政区と

地権者だけの説明ということいいのでしょうかね。町民全体、聞きたい人は誰もが行ってもいいというふうにしないと、そんなにちっちゃな問題ではないと思うのです。これは、私はまずいのかなと思うのですが。ましてや小浜地区なんかは富岡川から南側だけですよね。あと、川沿いの一部は参加してもいいよというふうに書かれていますが。こんなちっちゃな問題ではないと思うのです。やっぱり富岡町の人が全員聞いても悪くない問題をこれだけ狭めてやるというのはどういう考え方なのか。これ富岡町も入っているのですよね、開催者の中に。主催者の中に。環境省、富岡町ですから。どういうお考えなのかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） まず、1つは9月に行った住民説明会の中で、候補地として住民に対してこの区域で仮置き場を設置したいという国の説明をいたしました。その後、議会においても再三平成24年の11月以降、その後再三この仮置き場、仮施設の候補地についての説明を実施してきた経緯があって、また行政区長のほうにもこれを説明し、それについては、では行政区の住民に対してどういう計画なのか説明をしてほしいということが要望が出されましたので、今回はこういうことであれば、では行政区の住民に対して説明をしましょうということで開催することになりました。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 中身についてはわかりますが、限定して、例えば富岡町で興味持っていて夜の森の人がどういうふうなものをつくるのか聞いてみたいという人は行けないのですよね、これね。だから、やることはいいのですけれども、限定しないで誰もが聞きに行けるような状況にしてしかるべきかと思うのですが、どうでしょうね。私は、限定して決めるちっちゃな問題ではないと思うのです。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、地元の行政区長からの要望が強いのです。やるって言いつやるのだということで、かなり区長会のときにも指摘受けました。とにかく地元にだけまず説明してくれないかと。これは、何ヵ月前からかな、昨年の、要望がありましたね。特に仏浜浜行政区等々ですねそういうことで、今回は地権者、それから地元の住民という、やはり相手方の要望を尊重して今回そのような運びになったと私思うのです。その辺は既に住民説明会9月にやっているときも説明は一応事前にしておりますが、この問題についての内容の説明は、この間9月には資料は渡したんです……

〔「渡している」と言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君） 渡しているのですね。そんな形で一応は手順は踏んできたつもりでありますけれども、またこの次の控えている住民説明会の中でもこの問題についての説明もあわせてしていくなどと、こう思うのですが、いかがなものですかね。ひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） 今後またなおそういう説明会を続けていきますよというのであれば理解はできないことはないのですが、こういう重要な問題を、立地する行政区長から強い要望があったとしても、やっぱり説明会開くときは町民全体の人が聞けるような説明会にしていただきたいと。といいますのは、私もいろいろ聞いておりますが、同じやっぱりその立地している、今度仮置き場になるだらうという地区の人らも全員が賛成ではないわけですし、町民もいろいろ興味持っている人いっぱいいるのです。私もここが仮置き場に最適かといったら、津波でやられたからしようがないかなという部分は多少ありますけれども、私はここにはすべきではないと思っていますから。富岡町が曲田を生かす考え持っている以上は、絶対ここを仮置き場にするべき問題ではないと。というのは、その先見た場合に、中間貯蔵施設なんてはいつになるかわからないと。5年置かれるものだか、10年置かれるものだか、20年置かれるものだかわからないと。今国がやってきてていることは、そのくらいいかげんなことばかりやってきています。そういうことから考えていくと、富岡町がここに仮置き場をつくったらかなり難問題が出てくるのではないかと私思いますので、やっぱりこれは町全体の問題として捉えたいという考え方で今のような質問をさせてもらいました。今後ともそういう考えを深く持っていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 前11月のとき、2回目環境省で説明に上がったとき、一番最後に俺質問して、頓挫して、回答も何も来ないままきょうに至っているのだけれども、町長、これ議会云々とは関係なく、ただ地権者の人ら、行政区の人ら単独の話なのですね。議会は関係ないのね。さっき説明したように、区長会の人らが説明をしてくださいというだけの話でいいのですねって。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 昨年の11月でしたかね、議会のほうには環境省から説明はあったと思います。今回の説明会が実施されて、その結果についてはまた再度議会のほうにも報告を兼ねた協議は持たなければならぬと、こういうふうに思っていますので、ご理解いただきたい。

○委員長（渡辺英博君） 8番委員。

○8番（高橋 実君） 決して、11月とかその前にさわりだけ説明議会にはしましたからという言葉は絶対言わないでくださいね。私も質問に対して一項目も回答をもらっていないから、私。宿題出しているやつ回答もらっていないので、議会と云々という言葉は絶対出さないでくださいって。それなら了解します。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（宮本皓一君） 今回の2月3日のいわき、郡山については、町のほうがこれを計画したというよりも国が計画したものだと思いますので、どうぞ議員の皆さんにも、郡山、いわきと2カ所やりますから、わざわざ郡山の方がいわきに来なくても、郡山の方は郡山でもこの説明については、それから住民のいろいろな意向が聞けるのだと思いますので、きょうここでご案内されていますから、ど

うぞ参加してください。これ……

〔「されているけど、限定されてるだろう。案内されてる
んだから。限定されてるから」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） いやいや、これは議員の方は大丈夫ですから、どうぞお入りください。

〔「そんな話はねえべ。限定してんだからさ。だから、異論を言っているだけであって、やんのがいいとか悪いとか言ってるわけじゃないよね。限定してそんだけの問題じゃないでしょうという異論を言ってるわけだから」「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） いや、限定したことに対しての回答は了解したのですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これ見ると環境省が主催であります、やはり議長が今おっしゃるとおり議会のほうからもご出席してお話の内容を聞くことにはやぶさかでないと思うのです。やはり情報の共有……

〔「町民の代表ですから」と言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君） うん。これは、私のほうからも……

〔何事か言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君） 私のほうからも環境省のほうにそういうあれを要求します。出席させてくださいということを申し上げますから。それでいかがですか。

○委員長（渡辺英博君） 9番委員。

○9番（渡辺三男君） いや、そういう話ではなくて、町民の聞く立場として、その地区の人とかしかの説明会ですよね。それ以外の夜の森の人行って聞きたいという人がいたら、そういう人は聞けないような状況なのです。私、議員としての立場では、先ほど答弁でもあったように何回も説明受けたり、そういう議論交わす場はいっぱいありますから、別にこれに行かなくてもいいのです。町民でまだまだ行きたい人はいると思うのです。例えばこの小浜、仏浜、毛萱行政区以外でも。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これあくまでも区長たちのいわゆる立場でしている要請あった会議でありますので、今回はやっぱり地元の住民を対象にした説明会ということでこれは受けていただきたい。その後についてのいろいろな住民説明会も控えてはいるわけですから、それは機会はあると思うのです。これは町の考え方でなくて、やはり地元の区長とか、あるいは住民のそういう人の複数の方々からの声はたくさん私も聞いていますから、それについてはやっぱり一つの手続上の必ずこれは経ていかな

ければならない、そういう方法でありますので、これはご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番委員。

○10番（塙野芳美君） 今の話とは全然関係ないのですけれども、町長、ことしの春に何か夜の森で花見をやろうということを言っているようですけれども、部分的にはまだ線量の高いところも、八間のところ、あの近辺でもあるのに、本気でやる気で考えているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 夜の森の桜が4月に開花するということで、区域の見直しによって居住制限区域の一部町民が出入りできるようなエリアが出てきますね。これについては、当然桜を見る町民がたくさんいると思います。ただ、さらに加えて、これで何かこの桜を見るという中の町民の心の支えもあるし、そんな話がまたま国のはうに年末行ったら中小企業庁官から「いや、それ区域見直しの機会にミニイベントをやつたらいかがですか」ということが出たわけです。「それには1,000万の予算を充てます」いう話が出て、それから出てきた話なのです。実際は線量高いわけですから、現実に。だから、恐らく町民があそこの商圈、二中の周辺だけでも出入りする方も当然出てくるでしょうし、散策する人もいるでしょう。ただ、やはり除染しなければとても若い人は行けるわけないし。そんなことで、最小限のミニイベントでもできないものかどうか担当課のはうに指示しまして、今観光協会とか何かでいろいろ話していますが、今のところは決して結論の話までは行っていません。ただ、富岡以外で線量の低いところで夜の森の桜祭りのまねごとといえば、ミニイベントみたいなものはどうかなということで今話があるようです。例えば広野の体育館を借りてやるとか、あるいはいわき市のエブリアの周辺には桜の何かちょっとあるのだね、あの川のへりに、あそことちょうど同じタイミングで桜祭りとあわせて、夜の森の桜とあわせたイベントもなんていう話もあります。ですから、あそこの桜の下で何やるとか、そういうのは考えていません。ただ、私の1つだけのお願いは、夜のライトアップだけはぜひマスコミにお願いして、テレビ会社とか、無人のライトアップの放映だけはお願いしたいなという話は国にお願いしています。それ以外は日中は全くこれ一人も入れないという状況は変わりありませんので。あとは完全な健康最優先の中で取り組むのをこの散策ができないものかどうか、そういうことも含めて今検討に入ったということです。ですから、町民の前向きな気持ちを捉えてあげたいなと、こういうことで考えています。国がそれだけの1,000万円の予算を投入してくれるわけですから。私の単独な発想ではありませんので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番委員。

○10番（塙野芳美君） 町長の口から直接聞けたからいいのですけれども、要は町民の人であそこで

あたかも町がバスとか何か出して無理して花見をやるというふうに受け取っている人もいて、結構気に入っている人、いやいや、行ってみたいという人もいるのですけれども、ただ私は、ですからあそこはまだまだ線量が高いので、あそこでやるというまだ断言をするような状況ではない、今そのほか町長がおっしゃった広野とかどこだろうか、そういうミニイベントは私は確かに結構なことだと思います。そこで、夜の森の地で、あの八間道路でやるということに対してちょっと危惧したものですから。今の町長の言葉でわかりました。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ付議事件5、その他についての件を終わります。

以上をもちまして、本日の原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午後 3時40分)